

平成26年広島県議会12月定例会に提案された
教育委員会関係の議案に対する意見について

平成26年広島県議会12月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

平成26年12月19日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

1 臨時に代理した理由

平成26年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

- (1) 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案…………… P 1～ 6
- (2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案…………… P 7～ 97
- (3) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案…………… P 98～120
- (4) 平成26年度教育委員会関係補正予算案…………… P121～129
- (5) 権利の放棄…………… P130～138
- (6) 工事請負契約の締結
 - ア 広島県立福山誠之館高等学校校舎（2号棟）改築工事…………… P139～146
 - イ 広島県立吉田高等学校校舎（4号棟）改築工事…………… P147～154
 - ウ 広島県立福山商業高等学校校舎（1号棟）改築その他工事…………… P155～162

3 臨時代理年月日

平成26年12月5日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

- (2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1号各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、これを次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

平成 26 年 11 月 18 日

広島県教育委員会様

広島県知事



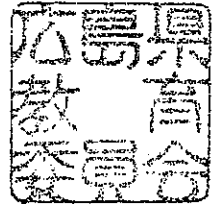
広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案について（照会）

別紙のとおり，広島県立高等学校等設置条例の一部を改正することについて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定によって，貴委員会の意見を求めます。

平成26年12月5日

広島県知事様

広島県教育委員会
(総務課)



広島県立高等学校等設置条例の一部改正する条例案について(回答)

平成26年11月18日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

県第百十六号議案

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十六年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県立高等学校等設置条例の

一部を改正する条例案

広島県立高等学校等設置条例の

一部を改正する条例

広島県立高等学校等設置条例（昭和三十九年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三中 「広島県立黒瀬特別支援学校」 「東広島市黒瀬町」 を

「	広島県立黒瀬特別支援学校	「	東広島市黒瀬町	」
「	広島県立呉南特別支援学校	「	呉市阿賀中央五丁目	」

に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

(提案理由)

広島県立呉南特別支援学校を設置するため、この条例案を提出する。

(県第百十六号議案)

広島県立高等学校等設置条例の 一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の要旨

広島県立呉南特別支援学校を次のとおり設置するため、必要な改正を行う。

名 称	位 置	開 校
広島県立呉南特別支援学校	呉市阿賀中央五丁目	平成二十七年四月一日

二 施行期日

平成二十七年一月一日

三 根拠法令

1 学校教育法

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。

）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 地方自治法

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

広島県立高等学校等設置条例（昭和三十九年広島県条例第三十四号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案

別表第三(第四条関係)

名称 (略)	位置
広島県立黒瀬特別支援学校 広島県立呉南特別支援学校	東広島市黒瀬町 呉市阿賀中央五丁目

現行

別表第三(第四条関係)

名称 (略)	位置
広島県立黒瀬特別支援学校	東広島市黒瀬町

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（案）

概要

人事委員会の給与勧告及び法改正を踏まえ、必要な規定の整備を行う。

改正のポイント

- 今年度の民間給与との較差等に基づく改定を行う。（給料月額及び期末勤勉手当の引上げ）
- 今年度の特別職の期末手当を引き上げる。
- 来年度、給与制度の総合的見直しを実施する。（世代間の給与配分見直し及び給料月額の引下げ）
- 来年度、退職手当の調整額を改定する。

議案説明書の概要

根拠法令	内 容
<p>1 地方自治法 第204条 ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型コロナウイルス感染症等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。</p> <p>③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>2 地方公務員法 第24条 ③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。</p> <p>⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。</p>	<p>1 改正の理由 人事委員会の平成26年10月10日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額を改定するなどのため、必要な改正を行う。</p> <p>2 改正の内容 (1) 今年度の公民較差等に基づく改定 ア 職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。 給料表を国の俸給表に準じて改正し、給料月額に乗じる割合を99.21（現行：99.11）とする。</p> <p>イ 医師に係る初任給調整手当の支給限度額を、人事委員会の給与勧告のとおり、国に準じて引き上げる。</p> <p>ウ 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.075月分引き上げる。（期末手当をあわせて、年間4.10月分とする。）</p> <p>エ 再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給する。</p> <p>オ 任期付研究員及び特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。</p> <p>(2) 給与制度の総合的見直しに係る改定 ア 職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。 給料表を国の俸給表に準じて改正する。給料月額に乗じる割合は設けないものとする。</p> <p>イ 単身赴任手当の基礎額を30,000円（現行：23,000円）に、加算額の限度を70,000円（現行：45,000円）に引き上げる。</p> <p>ウ 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が平日深夜に災害等で勤務した場合、6,000円を限度として支給する。</p> <p>エ 任期付研究員及び特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。</p> <p>(3) 退職手当の調整額を改定する。※別紙参照</p> <p>(4) 特別職の期末手当について、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.075月分引き上げる。（年間3.10月分とする。）</p> <p>(5) その他、必要な規定の整備を行う</p> <p>3 施行期日等 公布の日から施行し、2(1)アからウ及びオ並びに(4)については平成26年4月1日から適用する。 ただし、2(1)エ、2(2)及び(3)については、平成27年4月1日から施行する。また、2(2)のア及びイについては、所要の経過措置を講じる。</p>

退職手当制度の一部改正について（案）

1 趣 旨

給与制度の総合的見直しにより、給料月額が引き下げられることから、現行の支給水準の範囲内で、国の見直しに合わせて、平成27年度から調整額を改定する。

【平成26年12月定例会での改正条例提案を予定】

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{退職手当額}} = \boxed{\text{基本額}} + \boxed{\text{調整額}} \\
 \begin{array}{l}
 \uparrow \text{退職時給料月額} (\times \text{早期退職割増率}) \times \text{支給率} \times \text{調整率} \\
 \downarrow \text{退職前5年間の職務の級に応じた額}
 \end{array}
 \end{array}$$

2 調整額の改定内容

国区分	本 県	現行月額(円)	改正後月額(円)
第1号	—	62,500	78,750
第2号	局長級	50,000	65,000
第3号	部長級	45,850	59,550
第4号	課長級	41,700	54,150
第5号	担当・参事級	33,350	43,350
第6号	主幹級	25,000	32,500
第7号	主査級	20,850	27,100
第8号	主任級	16,700	21,700

※ これまで、第8号区分は勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていたが、他の区分と同様、支給の対象とする。

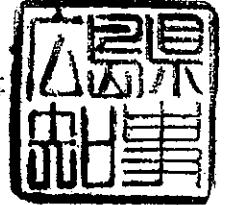
3 施行期日

平成27年4月1日

平成 26 年 12 月 2 日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(人事課)



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に
関する意見について (照会)

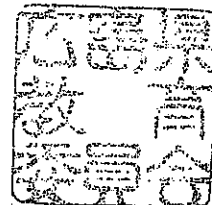
このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 1 提出する条例案
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 2 議会への提出
平成 26 年広島県議会 12 月定例会

平成 26 年 12 月 5 日

広島県知事様
(人事課)

広島県教育委員会
(総務課)



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に関する
意見について(回答)

平成 26 年 12 月 2 日付けで意見を求められたこのことについては、同意しま
す。

県第 号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十六年十二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の給与に関する条例等の

一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の

一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第一号中「三十六万五千五百円」を「三十六万六千七百円」に改め、同項第二号中「五万円」を「五万三千元」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の六十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十五」に改め、同項第二号中「百分の三十二・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に改める。

附則第五項中「技術員等(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第五項の規定により同法(第十七条を除く。)の規定が準用される職員をいう。)及び」を削る。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給率表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000

10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			

再任
用職
員以
外の

職員	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400			
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100			
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800			
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500			
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000			
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400			
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100			
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600			
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100				
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800				
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500				
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000				
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700				
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400				
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100				
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600				
	86	241,000	295,900	344,000	383,900					
	87	241,700	296,200	344,500	384,500					
	88	242,400	296,600	344,900	385,100					
	89	243,100	296,900	345,200	385,800					
	90	243,600	297,300	345,600	386,400					
	91	244,100	297,700	346,100	387,000					
	92	244,600	298,100	346,500	387,600					
	93	244,900	298,200	346,700	388,300					
	94		298,500	347,100						
	95		298,900	347,600						
	96		299,300	348,000						
	97		299,500	348,100						
	98		299,800	348,600						
	99		300,200	349,100						
	100		300,600	349,400						
	101		300,800	349,700						
	102		301,100	350,100						
	103		301,500	350,500						
	104		301,800	350,900						
	105		302,000	351,400						
	106		302,300	351,800						
	107		302,700	352,200						
	108		303,000	352,600						
	109		303,200	353,100						
	110		303,600	353,500						
	111		304,000	353,900						
	112		304,300	354,200						
	113		304,400	354,700						
	114		304,700							
	115		305,000							
	116		305,400							
	117		305,600							
	118		305,800							
	119		306,100							
	120		306,400							

	121		306,800							
	122		307,000							
	123		307,300							
	124		307,600							
	125		308,000							
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第2（第4条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	293,400	321,300	350,700	386,700	429,100
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	295,700	323,600	353,000	388,900	431,000
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	298,000	325,900	355,300	391,100	432,900
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	300,300	328,200	357,600	393,200	434,800
	5	167,000	183,200	210,500	249,600	302,300	330,600	359,700	395,100	436,200
	6	168,900	185,500	212,500	251,500	304,600	332,800	361,900	397,100	437,900
	7	170,700	187,800	214,500	253,400	306,900	335,100	364,100	399,100	439,500
	8	172,600	190,100	216,400	255,200	309,200	337,400	366,300	400,900	441,100
	9	174,300	192,300	218,500	256,800	311,300	339,400	368,300	402,800	442,700
	10	176,000	194,900	220,300	258,700	313,600	341,700	370,500	404,800	444,400
	11	177,700	197,400	222,100	260,500	315,900	344,000	372,700	406,900	446,100
	12	179,400	199,900	223,900	262,300	318,200	346,300	374,900	409,000	447,800
	13	181,300	202,300	225,800	264,000	320,300	348,400	377,100	410,800	449,000
	14	183,400	204,100	227,700	265,600	322,600	350,600	379,300	412,900	450,600
	15	185,500	205,900	229,600	267,200	324,900	352,800	381,500	415,000	452,400
	16	187,600	207,700	231,500	268,700	327,200	355,000	383,700	417,100	454,200
	17	189,800	209,600	233,100	270,000	329,200	357,200	385,500	418,900	455,800
	18	192,200	211,500	234,900	271,900	331,500	359,300	387,500	420,600	457,600
	19	194,600	213,400	236,700	273,700	333,700	361,400	389,600	422,300	459,400
	20	197,000	215,200	238,500	275,500	336,000	363,500	391,600	424,000	461,200
	21	199,500	216,900	240,300	277,000	338,100	365,700	393,500	425,700	462,800
	22	201,300	218,700	241,800	278,900	340,200	367,700	395,600	427,300	464,600
	23	203,100	220,500	243,300	280,800	342,300	369,800	397,700	428,800	466,300
	24	204,900	222,300	244,700	282,700	344,400	371,900	399,800	430,400	468,100
	25	206,800	224,000	246,100	284,300	346,400	373,800	401,500	431,700	469,600
	26	208,600	225,700	247,700	286,500	348,500	375,900	403,600	433,100	471,000
	27	210,400	227,400	249,300	288,700	350,600	378,000	405,700	434,700	472,500
	28	212,100	229,100	250,900	290,900	352,700	380,100	407,800	436,300	473,800
	29	214,000	230,600	252,300	293,200	354,900	382,100	409,400	437,600	475,000
	30	215,800	232,400	253,700	295,200	357,000	384,200	411,200	439,300	475,700
	31	217,600	234,200	255,200	297,200	359,100	386,300	412,900	441,000	476,400
	32	219,400	236,000	256,700	299,200	361,200	388,400	414,600	442,700	477,100

33	221,100	237,600	257,900	301,100	362,900	390,300	416,400	444,100	477,600
34	222,800	239,200	259,400	303,000	365,000	392,400	417,900	445,800	478,400
35	224,500	240,800	260,800	304,900	367,000	394,500	419,500	447,500	479,100
36	226,200	242,300	262,300	306,800	369,100	396,500	421,100	449,100	479,900
37	227,700	243,700	263,500	308,700	371,100	398,200	422,500	450,500	480,500
38	229,500	245,200	265,000	310,600	373,200	399,700	424,000	451,200	481,200
39	231,300	246,700	266,500	312,500	375,300	401,100	425,500	451,900	482,000
40	233,100	248,200	267,900	314,400	377,400	402,500	427,000	452,600	482,800
41	234,700	249,700	269,200	316,300	379,400	403,800	428,600	453,000	483,400
42	236,200	251,100	270,900	318,200	381,500	404,900	429,900	453,600	484,200
43	237,700	252,600	272,600	320,100	383,600	405,900	431,200	454,300	485,000
44	239,100	254,100	274,200	322,000	385,700	406,900	432,500	454,900	485,600
45	240,500	255,300	275,700	323,900	387,400	408,100	433,500	455,700	486,200
46	241,800	256,800	277,400	325,800	389,100	409,300	434,300	456,400	
47	243,100	258,200	279,100	327,700	390,800	410,500	435,100	457,000	
48	244,400	259,700	280,800	329,600	392,500	411,700	435,900	457,700	
49	245,500	260,900	282,600	331,200	394,000	413,000	436,400	458,400	
50	246,900	262,400	284,300	332,800	395,000	413,800	437,200	459,000	
51	248,400	263,900	286,000	334,500	396,000	414,600	438,000	459,700	
52	249,800	265,400	287,700	336,200	397,000	415,400	438,800	460,400	
53	251,000	266,600	289,200	337,900	398,300	415,900	439,300	461,100	
54	252,500	268,100	291,000	339,700	399,400	416,600	440,000	461,800	
55	253,900	269,800	292,800	341,500	400,600	417,300	440,700	462,500	
56	255,400	271,400	294,600	343,300	401,800	417,900	441,300	463,000	
57	256,600	272,800	296,200	344,600	403,100	418,600	441,900	463,700	
58	257,900	274,500	298,000	346,300	403,900	419,000	442,500	464,300	
59	259,200	276,200	299,800	348,000	404,700	419,600	443,000	465,000	
60	260,500	277,900	301,600	349,700	405,500	420,200	443,600	465,700	
61	261,800	279,500	303,200	351,400	406,000	420,700	444,200	466,400	
62	263,100	281,100	305,000	353,100	406,700	421,300	444,800		
63	264,500	282,700	306,800	354,800	407,400	421,800	445,300		
64	265,900	284,300	308,600	356,500	408,100	422,300	445,900		
65	267,300	285,800	310,100	358,200	408,400	422,800	446,400		
66	268,600	287,300	311,800	359,800	409,100	423,400	447,000		
67	270,000	288,800	313,500	361,400	409,800	423,800	447,600		
68	271,400	290,300	315,200	363,000	410,500	424,300	447,900		
69	272,600	291,900	316,800	364,300	410,900	424,800	448,600		
70	274,000	293,500	318,300	365,700	411,400	425,300	449,200		
71	275,400	295,100	319,800	367,000	412,000	425,900	449,800		
72	276,800	296,700	321,300	368,400	412,500	426,500	450,400		
73	278,200	298,100	322,300	369,700	413,000	426,900	451,000		
74	279,600	299,500	324,000	370,900	413,400	427,500	451,600		
75	281,000	301,000	325,700	372,300	414,000	428,100	452,200		
76	282,400	302,500	327,400	373,600	414,500	428,400	452,800		
77	283,600	303,700	329,200	374,900	415,000	428,900	453,500		
78	284,800	305,200	330,900	376,100	415,500	429,500			
79	286,000	306,700	332,500	377,300	416,100	430,100			
80	287,200	308,200	334,200	378,500	416,600	430,700			
81	288,500	309,700	335,900	379,800	417,000	431,200			
82	289,700	311,100	337,600	381,000	417,600	431,800			
83	291,000	312,500	339,300	382,200	418,200	432,400			
84	292,300	313,900	341,000	383,400	418,500	433,000			
85	293,600	315,100	342,500	384,500	419,000	433,600			
86	294,800	316,600	344,000	385,100	419,600				
87	296,000	318,100	345,500	385,600	420,200				
88	297,200	319,600	347,000	386,200	420,700				

再任
用職
員以
外の
職員

89	298,400	321,100	348,300	386,800	421,300
90	299,600	322,600	349,600	387,400	421,900
91	300,800	324,100	350,900	388,000	422,500
92	302,000	325,600	352,300	388,600	423,100
93	302,800	326,900	353,700	389,000	423,700
94	304,100	328,300	355,200	389,500	
95	305,400	329,700	356,700	390,100	
96	306,700	331,100	358,200	390,600	
97	307,800	332,300	359,600	391,000	
98	309,000	333,600	360,800	391,400	
99	310,200	334,900	361,900	392,000	
100	311,400	336,200	363,100	392,500	
101	312,600	337,600	364,300	392,900	
102	313,700	338,600	365,400	393,400	
103	314,800	339,800	366,500	394,000	
104	315,900	341,000	367,700	394,500	
105	316,700	342,100	368,900	394,800	
106	317,300	343,200	369,500	395,300	
107	317,900	344,300	370,100	395,800	
108	318,600	345,400	370,700	396,100	
109	319,100	346,600	371,300	396,400	
110	319,600	347,600	371,800	396,900	
111	320,200	348,600	372,400	397,400	
112	320,800	349,600	372,900	397,900	
113	321,600	350,500	373,300	398,200	
114	322,300	351,400	373,700	398,700	
115	323,000	352,400	374,300	399,200	
116	323,800	353,400	374,800	399,700	
117	324,400	354,500	375,200	400,100	
118	325,200	355,000	375,700	400,600	
119	326,000	355,600	376,300	401,100	
120	326,800	356,200	376,800	401,600	
121	327,400	356,600	376,900	402,000	
122	327,800	357,000	377,500	402,500	
123	328,300	357,500	378,100	403,000	
124	328,800	357,900	378,500	403,500	
125	329,100	358,300	379,000	403,900	
126		358,700	379,500		
127		359,200	380,000		
128		359,600	380,500		
129		360,000	380,800		
130		360,400	381,300		
131		360,800	381,800		
132		361,200	382,300		
133		361,400	382,600		
134		361,900	383,100		
135		362,400	383,500		
136		362,700	384,000		
137		363,000	384,300		
138		363,400	384,800		
139		363,900	385,300		
140		364,400	385,800		
141		364,700	386,100		
142		365,200			
143		365,700			

	144		366,200							
	145		366,500							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 1 この表は、警察官に適用する。

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
	28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
	29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
	31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
	32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
	33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500

	34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
	35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
	36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
	37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
	38	220,100	280,200	349,700	406,100	
	39	221,900	282,800	351,900	407,500	
	40	223,700	285,400	354,100	409,000	
	41	225,600	287,900	356,200	410,700	
	42	227,400	290,500	358,300	412,100	
	43	229,200	293,000	360,400	413,500	
	44	230,900	295,500	362,500	415,100	
	45	232,700	297,800	364,600	416,700	
	46	234,400	300,400	366,700	418,000	
	47	236,100	303,000	368,700	419,600	
	48	237,800	305,700	370,800	421,200	
	49	239,400	308,200	372,600	422,900	
	50	241,100	310,700	374,500	424,300	
	51	242,800	313,200	376,500	425,900	
	52	244,500	315,700	378,500	427,500	
	53	245,900	318,100	380,500	429,200	
	54	247,500	320,300	382,300	430,700	
	55	249,100	322,500	384,100	432,300	
	56	250,800	324,700	385,900	433,900	
	57	252,300	327,000	387,400	435,400	
	58	253,800	329,200	389,100	436,900	
	59	255,400	331,400	390,800	438,300	
	60	257,000	333,500	392,500	439,800	
	61	258,500	335,700	393,800	441,400	
	62	260,100	337,900	395,200	442,900	
	63	261,700	340,100	396,600	444,400	
	64	263,200	342,300	397,900	445,900	
	65	264,700	344,300	399,300	447,600	
	66	266,400	346,500	400,600	449,100	
	67	268,000	348,700	402,000	450,600	
	68	269,700	350,900	403,400	452,200	
	69	271,200	352,900	404,800	453,800	
	70	272,700	355,000	406,100	455,300	
	71	274,200	357,100	407,500	456,900	
	72	275,700	359,200	408,900	458,500	
	73	276,900	361,000	410,200	460,000	
	74	278,300	362,900	411,600	461,000	
	75	279,700	364,900	413,000	462,000	
	76	281,100	366,800	414,400	462,800	
	77	282,500	368,800	415,600	463,600	
	78	283,700	370,500	416,900		
	79	284,900	372,200	418,200		
	80	286,100	373,900	419,600		
	81	287,400	375,400	420,900		
	82	288,600	376,900	422,200		
	83	289,800	378,400	423,400		
	84	291,000	379,900	424,700		
	85	292,200	381,000	425,900		
	86	293,400	382,400	427,100		
	87	294,600	383,800	428,300		
	88	295,800	385,200	429,400		

再任職員以外の職員

89	297,000	386,500	430,500
90	298,200	387,800	431,500
91	299,400	389,100	432,500
92	300,600	390,400	433,500
93	301,400	391,700	434,500
94	302,500	392,900	435,600
95	303,700	394,200	436,600
96	304,900	395,500	437,700
97	305,900	396,900	438,600
98	307,000	397,900	439,300
99	308,100	399,000	440,100
100	309,200	400,100	440,700
101	310,100	401,000	441,500
102	311,200	402,000	442,100
103	312,300	403,100	442,700
104	313,400	404,200	443,300
105	314,000	404,900	443,800
106	314,900	405,900	444,400
107	315,700	406,900	445,000
108	316,500	407,900	445,600
109	317,400	408,700	446,200
110	317,800	409,600	
111	318,300	410,500	
112	318,800	411,300	
113	319,400	411,900	
114	319,800	412,600	
115	320,300	413,300	
116	320,800	414,000	
117	321,400	414,700	
118	321,900	415,500	
119	322,400	416,100	
120	322,900	416,900	
121	323,400	417,500	
122	323,800	417,900	
123	324,300	418,400	
124	324,800	418,700	
125	325,400	419,100	
126	325,700	419,600	
127	326,000	420,100	
128	326,300	420,600	
129	326,600	421,000	
130	326,900	421,500	
131	327,200	422,000	
132	327,500	422,500	
133	327,700	422,900	
134	327,900	423,400	
135	328,100	423,900	
136	328,400	424,400	
137	328,700	424,800	
138	328,900		
139	329,200		
140	329,500		
141	329,700		
142	329,900		
143	330,200		
144	330,400		

	145	330,700				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任用職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

八 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
	27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
	28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500

	29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
	31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
	32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
	33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
	34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
	35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
	36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
	37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
	38	219,400	249,000	349,100	374,300	
	39	221,100	251,800	351,100	375,900	
	40	222,800	254,600	353,100	377,500	
	41	224,600	257,400	355,000	378,800	
	42	226,400	260,000	356,800	380,300	
	43	228,200	262,600	358,600	381,800	
	44	229,900	265,200	360,400	383,300	
	45	231,800	267,600	362,200	384,900	
	46	233,500	270,200	363,900	386,500	
	47	235,200	272,700	365,600	388,100	
	48	236,900	275,200	367,200	389,700	
	49	238,600	277,700	368,600	391,100	
	50	240,300	280,200	370,200	392,600	
	51	242,000	282,800	371,900	394,100	
	52	243,600	285,400	373,600	395,600	
	53	244,900	287,900	375,200	396,800	
	54	246,600	290,500	376,700	398,100	
	55	248,200	293,000	378,200	399,200	
	56	249,900	295,500	379,700	400,400	
	57	251,300	297,800	381,200	401,900	
	58	252,800	300,400	382,600	403,100	
	59	254,300	303,000	384,000	404,400	
	60	255,800	305,700	385,400	405,700	
	61	257,300	308,200	386,300	407,000	
	62	258,800	310,700	387,500	408,000	
	63	260,300	313,200	388,700	409,400	
	64	261,700	315,700	389,900	410,800	
	65	263,000	318,100	391,000	412,000	
	66	264,600	320,300	392,200	413,100	
	67	266,200	322,500	393,200	414,300	
	68	267,700	324,700	394,300	415,500	
	69	269,400	327,000	395,500	416,500	
	70	270,900	329,200	396,500	417,700	
	71	272,400	331,400	397,600	418,900	
	72	273,900	333,500	398,800	420,100	
	73	275,100	335,700	399,900	420,900	
	74	276,400	337,900	401,000	421,700	
	75	277,700	340,100	402,100	422,500	
	76	279,000	342,300	403,200	423,300	
再任 用職 員の 外 の 職 員	77	280,400	344,200	404,100	423,900	
	78	281,600	346,100	405,100	424,700	
	79	282,800	348,000	406,100	425,400	
	80	284,000	349,900	407,100	426,100	
	81	285,300	351,700	407,900	426,900	
	82	286,400	353,500	408,700	427,500	
	83	287,600	355,300	409,500	428,000	

84	288,800	357,100	410,300	428,700
85	289,800	358,500	411,000	429,400
86	290,800	360,200	411,800	429,900
87	291,800	361,900	412,500	430,500
88	292,800	363,500	413,200	431,200
89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	
95	298,700	373,200	417,500	
96	299,500	374,500	418,200	
97	300,300	375,500	418,700	
98	301,100	376,500	419,200	
99	301,900	377,500	419,800	
100	302,700	378,500	420,100	
101	303,600	379,600	420,600	
102	304,100	380,600	421,200	
103	304,600	381,600	421,800	
104	305,100	382,600	422,300	
105	305,300	383,400	422,700	
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	
109	306,500	387,100	424,900	
110	306,700	388,100		
111	307,000	389,100		
112	307,300	390,100		
113	307,500	390,700		
114	307,700	391,600		
115	307,900	392,500		
116	308,200	393,400		
117	308,500	394,200		
118	308,800	395,000		
119	309,100	395,800		
120	309,400	396,600		
121	309,500	397,200		
122	309,700	398,000		
123	310,000	398,700		
124	310,300	399,400		
125	310,500	400,100		
126		400,800		
127		401,300		
128		401,900		
129		402,600		
130		403,200		
131		403,900		
132		404,500		
133		404,800		
134		405,400		
135		406,000		
136		406,400		
137		406,800		
138		407,400		

	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

- 備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。
- (1) 広島学園に勤務する児童自立支援専門員
 - (2) 中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第4（第4条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	276,800	333,700	393,700
	2	138,800	189,700	279,600	335,900	396,600
	3	140,000	192,100	282,400	338,100	399,500
	4	141,100	194,500	285,200	340,300	402,300
	5	142,200	197,000	287,700	342,300	404,600
	6	143,500	199,300	290,400	344,400	407,400
	7	144,800	201,600	293,200	346,500	410,200
	8	146,100	203,800	296,000	348,600	412,900
	9	147,200	205,900	298,600	350,700	415,600
	10	148,900	208,200	301,400	352,800	418,400
	11	150,500	210,500	304,200	354,900	421,200
	12	152,100	212,800	307,000	357,000	424,000
	13	153,600	215,000	309,600	359,100	426,800
	14	155,500	217,400	312,400	361,000	429,600
	15	157,400	219,800	315,100	362,900	432,400
	16	159,400	222,200	317,900	364,900	435,200
	17	161,200	224,500	320,500	366,800	437,700
	18	163,400	227,300	322,800	368,700	440,300
	19	165,600	230,200	325,100	370,700	442,900
	20	167,700	233,100	327,400	372,700	445,500
	21	169,900	235,800	329,800	374,500	448,100
	22	172,300	238,600	331,800	376,500	450,700
	23	174,600	241,400	333,800	378,500	453,300
	24	176,900	244,200	335,900	380,400	455,900

	25	179,000	247,000	338,100	382,000	458,200
	26	181,100	249,700	340,000	383,800	460,600
	27	183,200	252,400	341,900	385,700	463,200
	28	185,300	255,100	343,800	387,600	465,700
	29	187,300	257,900	345,800	389,500	468,200
	30	189,100	260,300	347,500	391,500	470,800
	31	190,900	262,700	349,200	393,500	473,400
	32	192,600	265,100	350,900	395,500	476,000
	33	194,400	267,100	352,300	397,200	478,300
	34	196,300	269,600	353,800	399,000	480,800
	35	198,200	272,000	355,300	400,600	483,300
	36	200,100	274,400	356,800	402,400	485,800
	37	201,800	276,500	358,200	403,700	488,200
	38	203,700	278,400	359,600	405,200	490,700
	39	205,600	280,300	361,000	406,600	493,100
	40	207,500	282,200	362,400	408,000	495,600
	41	209,400	283,800	363,300	409,400	497,900
	42	211,300	285,100	364,500	410,800	500,200
	43	213,200	286,400	365,800	412,300	502,400
	44	215,100	287,700	367,000	413,900	504,700
	45	217,000	288,700	368,200	415,300	506,600
	46	219,000	290,000	369,400	416,700	508,200
	47	221,000	291,300	370,700	418,300	509,800
	48	222,900	292,600	372,000	419,900	511,300
	49	224,700	294,000	373,100	421,200	513,000
	50	226,700	295,300	374,400	422,700	514,500
	51	228,700	296,600	375,700	424,200	515,900
	52	230,700	297,800	377,000	425,700	517,400
	53	232,500	299,000	377,700	427,100	518,600
	54	234,500	300,200	378,700	428,500	519,800
	55	236,500	301,500	379,700	429,900	521,000
	56	238,400	302,800	380,700	431,300	522,200
	57	240,100	303,900	381,600	432,400	523,200
	58	241,600	305,100	382,400	433,700	524,200
	59	243,000	306,300	383,100	435,100	525,200
	60	244,500	307,500	383,800	436,400	526,200
	61	245,800	308,600	384,400	437,200	527,300
	62	247,200	309,700	385,100	438,100	528,200
	63	248,600	310,800	386,000	439,100	529,100
	64	250,000	311,900	386,900	440,000	529,800
	65	251,300	313,000	387,600	440,900	530,700
	66	252,700	314,100	388,400	441,800	531,600
	67	254,100	315,200	389,200	442,600	532,500
	68	255,500	316,300	390,000	443,500	533,400
	69	256,800	317,400	390,600	444,100	534,400
	70	258,300	318,500	391,300	444,900	535,300
	71	259,800	319,600	392,000	445,800	536,200
	72	261,300	320,700	392,700	446,700	537,100
	73	262,700	321,500	393,400	447,400	538,100
	74	264,100	322,600	394,000		
	75	265,500	323,700	394,700		
	76	266,900	324,800	395,400		
	77	268,000	325,900	396,100		
	78	269,200	326,900	396,700		
	79	270,500	327,900	397,300		

再任
用職
員以
外の
職員

80	271,800	328,900	397,900		
81	273,200	330,000	398,500		
82	274,500	330,800	399,200		
83	275,800	331,500	399,800		
84	277,100	332,300	400,400		
85	278,300	332,900	400,900		
86	279,500	333,400	401,500		
87	280,800	333,900	402,200		
88	282,100	334,400	402,900		
89	283,100	334,700	403,300		
90	284,300	335,200			
91	285,500	335,700			
92	286,700	336,200			
93	287,800	336,500			
94	288,800	336,900			
95	289,800	337,400			
96	290,800	337,900			
97	291,400	338,500			
98	292,300	339,000			
99	293,200	339,500			
100	294,100	340,000			
101	295,000	340,500			
102	295,700	341,000			
103	296,400	341,500			
104	297,100	342,000			
105	297,900	342,500			
106	298,400	342,900			
107	298,900	343,400			
108	299,400	343,900			
109	299,600	344,400			
110	300,000	344,800			
111	300,300	345,300			
112	300,600	345,700			
113	300,900	346,200			
114	301,200	346,600			
115	301,500	347,100			
116	301,800	347,500			
117	302,100	348,000			
118	302,500	348,400			
119	302,900	348,900			
120	303,300	349,300			
121	303,600	349,700			
再任用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第5（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500
	5	249,900	337,800	404,000	477,800
	6	253,700	341,100	406,800	480,000
	7	257,500	344,400	409,600	482,200
	8	261,300	347,700	412,400	484,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500
	10	268,900	353,900	417,700	488,600
	11	272,900	357,100	420,400	490,700
	12	276,900	360,300	423,100	492,800
	13	280,700	363,400	425,600	494,900
	14	284,700	367,100	428,100	497,000
	15	288,700	370,700	430,500	499,100
	16	292,700	374,400	433,000	501,200
	17	296,500	378,000	435,200	503,300
	18	300,100	380,700	437,600	505,300
	19	303,700	383,500	440,000	507,300
	20	307,300	386,300	442,400	509,300
	21	311,000	389,200	444,500	511,100
	22	314,800	391,800	446,900	512,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800
	24	322,200	397,000	451,600	516,700
	25	325,800	399,400	453,800	518,400
	26	328,600	401,700	456,100	520,200
	27	331,400	404,000	458,400	522,000
	28	334,200	406,300	460,700	523,800
	29	337,000	408,700	462,900	525,700
	30	339,400	410,800	465,200	527,500
	31	341,800	412,800	467,500	529,300
	32	344,200	414,900	469,800	531,100
	33	346,600	417,000	471,800	532,700
	34	349,100	419,000	473,900	534,500
	35	351,500	421,000	476,000	536,200
	36	354,000	423,000	478,100	538,000
	37	356,400	425,100	480,200	539,600
	38	358,800	427,100	482,000	541,200
	39	361,200	429,100	483,800	542,600
	40	363,600	431,100	485,600	544,200
	41	365,900	433,100	487,300	545,700
	42	367,400	434,900	489,100	547,100
	43	368,900	436,700	490,900	548,500
	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000

	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
再任用職員以外の職員	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
73		471,300	524,800		
74		471,900	525,700		
75		472,600	526,600		
76		473,300	527,300		
77		473,700	528,100		
78		474,300	529,000		
79		474,900	529,900		
80		475,400	530,800		
81		476,000	531,600		
82		476,500	532,500		
83		477,000	533,400		
84		477,500	534,300		
85		477,900	535,100		
86		478,500	536,000		
87		478,900	536,900		
88		479,400	537,800		
89		479,900	538,600		
90		480,500			
91		481,100			
92		481,500			
93		482,000			
94		482,600			
95		483,200			
96		483,800			
97		484,300			
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400
	2	143,800	181,900	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100
	3	145,200	183,500	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800
	4	146,600	185,100	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500
	5	147,800	186,600	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000
	6	149,600	188,200	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700
	7	151,300	189,800	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400
	8	153,000	191,300	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100
	9	154,700	192,900	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300
	10	156,400	194,600	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600
	11	158,100	196,200	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800
	12	159,900	197,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100
	13	161,400	199,500	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200
	14	163,300	201,100	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200
	15	165,300	202,700	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300
	16	167,200	204,300	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500
	17	169,100	205,800	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300
	18	171,000	207,500	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300
	19	172,800	209,200	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400
	20	174,700	210,900	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500
	21	176,600	212,400	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300
	22	178,100	214,000	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900
	23	179,600	215,600	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500
	24	181,100	217,200	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100
	25	182,700	218,700	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600
	26	184,200	220,300	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900
	27	185,700	221,900	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200
	28	187,100	223,500	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500
	29	188,700	225,100	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800
	30	190,000	226,800	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000
	31	191,300	228,500	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200
	32	192,600	230,200	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300
	33	194,000	231,800	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500
	34	195,400	233,400	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700
	35	196,800	234,900	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000
	36	198,200	236,500	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200
	37	199,300	238,000	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500
	38	200,600	239,600	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300
	39	201,900	241,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000
	40	203,200	242,800	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800
	41	204,400	244,200	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400
	42	205,600	245,700	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100
	43	206,800	247,200	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900
	44	208,000	248,700	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700
	45	209,200	250,100	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300
	46	210,300	251,700	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100
	47	211,400	253,300	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900
	48	212,500	254,900	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500

	49	213,600	256,500	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100
	50	214,600	257,900	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900
	51	215,600	259,300	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700
	52	216,600	260,700	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500
再任 用職 員以 外の 職員	53	217,400	261,900	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100
	54	218,400	263,300	302,400	331,800	374,800	411,100	
	55	219,300	264,700	303,900	332,900	375,700	411,700	
	56	220,300	266,100	305,400	334,000	376,600	412,300	
	57	221,100	267,200	306,700	334,500	377,200	412,800	
	58	222,000	268,500	308,000	335,400	378,000	413,500	
	59	222,900	269,800	309,300	336,200	378,800	414,100	
	60	223,800	271,100	310,700	337,100	379,600	414,800	
	61	224,700	272,200	312,000	337,900	380,000	415,100	
	62	225,700	273,400	313,300	338,200	380,700	415,600	
	63	226,700	274,700	314,600	338,900	381,400	416,300	
	64	227,800	276,000	315,900	339,600	382,100	417,000	
	65	228,500	277,100	317,300	340,200	382,600	417,300	
	66	229,400	278,200	318,100	340,900	383,200		
	67	230,300	279,300	318,900	341,600	383,900		
	68	231,200	280,400	319,700	342,300	384,500		
	69	231,900	281,500	320,300	343,000	385,000		
	70	232,600	282,600	321,000	343,600	385,500		
	71	233,300	283,700	321,700	344,200	386,000		
	72	234,000	284,800	322,300	344,800	386,500		
73	234,700	285,700	323,100	345,100	387,100			
74	235,500	286,400	323,300	345,700	387,600			
75	236,300	287,100	323,900	346,200	388,200			
76	237,100	287,900	324,500	346,800	388,800			
77	237,700	288,700	325,100	347,300	389,300			
78	238,300	289,300	325,600	347,800	389,800			
79	238,900	289,900	326,100	348,300	390,400			
80	239,500	290,500	326,600	348,800	391,000			
81	239,900	291,200	327,200	349,100	391,500			
82	240,300	291,700	327,700	349,400	392,100			
83	240,700	292,200	328,200	349,800	392,700			
84	241,100	292,600	328,700	350,100	393,300			
85	241,500	292,800	329,200	350,600	394,000			
86		293,000	329,600	350,900				
87		293,200	329,800	351,200				
88		293,400	330,200	351,500				
89		293,800	330,600	351,900				
90		294,000	331,000	352,200				
91		294,200	331,400	352,600				
92		294,400	331,800	352,900				
93		294,800	332,200	353,300				
94		295,000	332,400	353,600				
95		295,200	332,800	354,000				
96		295,500	333,100	354,300				
97		295,900	333,300	354,600				
98		296,200	333,600	355,000				
99		296,500	333,900	355,400				
100		296,800	334,200	355,800				
101		297,100	334,400	356,300				
102		297,300	334,700	356,700				
103		297,600	335,100	357,100				
104		297,900	335,300	357,500				

	105		298,200	335,400	358,000			
	106			335,700				
	107			336,100				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 1 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター、家畜保健衛生所、動物愛護センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

八 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
	14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000

29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100
57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400		
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100		
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700		
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400		
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900		
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500		
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000		
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400		
78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000		
79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600		
80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000		
81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500		
82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100		

再任用職員以外の職員

83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700
84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300
85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800
86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400
87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000
88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600
89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000
90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500
91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100
92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700
93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200
94	284,800	319,300	353,100	371,400	
95	285,800	319,700	353,800	371,900	
96	286,800	320,300	354,400	372,200	
97	287,700	321,000	354,800	372,800	
98	288,500	321,300	355,200	373,300	
99	289,300	322,000	355,700	373,800	
100	290,200	322,700	356,100	374,300	
101	291,000	323,100	356,600	374,900	
102	291,800	323,700	357,000	375,400	
103	292,600	324,300	357,500	375,900	
104	293,400	324,900	357,900	376,300	
105	294,100	325,300	358,200	376,900	
106	294,600	325,800	358,700	377,400	
107	295,100	326,300	359,200	377,900	
108	295,600	326,800	359,500	378,400	
109	295,800	327,200	360,000	379,000	
110	296,200	327,600	360,500	379,500	
111	296,400	327,900	361,000	380,000	
112	296,800	328,300	361,500	380,500	
113	297,100	328,700	362,000	381,100	
114	297,300	329,100	362,500		
115	297,700	329,500	363,000		
116	298,000	329,800	363,400		
117	298,300	330,000	363,800		
118	298,600	330,300	364,300		
119	298,900	330,700	364,800		
120	299,300	330,900	365,300		
121	299,600	331,100	365,700		
122	300,000	331,400	366,200		
123	300,400	331,700	366,700		
124	300,800	332,000	367,200		
125	301,000	332,200	367,600		
126	301,200	332,500			
127	301,600	332,900			
128	302,000	333,100			
129	302,200	333,200			
130	302,500	333,600			
131	302,900	334,000			
132	303,300	334,200			
133	303,500	334,500			
134	303,800	334,900			
135	304,200	335,300			
136	304,500	335,700			

137	304,700	336,000						
138	305,000	336,400						
139	305,400	336,800						
140	305,700	337,200						
141	305,900	337,500						
142	306,300	337,900						
143	306,700	338,300						
144	307,000	338,700						
145	307,100	339,000						
146	307,400	339,400						
147	307,700	339,800						
148	308,100	340,200						
149	308,300	340,500						
150	308,500	340,900						
151	308,800	341,300						
152	309,100	341,700						
153	309,500	342,000						
154	309,700							
155	309,900							
156	310,200							
157	310,600							
158	310,900							
159	311,200							
160	311,500							
161	311,900							
162	312,200							
163	312,500							
164	312,800							
165	313,200							
166	313,500							
167	313,800							
168	314,100							
169	314,500							
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

備考 1 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「二万三千円」を「三万円」に、「四万五千円」を「七万円」に改める。

第十七条の三第一項中「指定する職にある者」の下に「（以下「管理監督職員」という。）」を加え、同項第二項中「前項に規定する職を占める職員」を「管理監督職員」に改める。

第十七条の四第一項中「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」を「管理監督職員」に改め、「年末年始の休日等」の下に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

第十七条の四第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第十九条の二第一項中「第十七条の三第一項に規定する職にある職員」を「管理監督職員」に改め、同条第二項中「第十二条の二」及び「及び任期付短時間勤務職員」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十二条の二、第十三条、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300

9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
再任	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
用職	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			

員以外の職員	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
94		292,500	340,300				
95		292,900	340,800				
96		293,300	341,200				
97		293,500	341,300				
98		293,800	341,800				
99		294,200	342,200				
100		294,600	342,500				
101		294,800	342,800				
102		295,100	343,200				
103		295,500	343,600				
104		295,800	344,000				
105		296,000	344,500				
106		296,300	344,900				
107		296,700	345,300				
108		297,000	345,700				
109		297,200	346,200				
110		297,600	346,600				
111		298,000	346,900				
112		298,300	347,200				
113		298,400	347,700				
114		298,700					
115		299,000					
116		299,400					

	117	299,600								
	118	299,800								
	119	300,100								
	120	300,400								
	121	300,800								
	122	301,000								
	123	301,300								
	124	301,600								
	125	301,900								
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300

	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
	53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
	54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
	55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
	56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	
	57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500	
	58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700	
	59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900	
	60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100	
	61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500	
	62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900		
	63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200		
	64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500		
	65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800		
	66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100		
	67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400		
	68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700		
	69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900		
	70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200		
	71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500		
	72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800		
再任職員以外の職員	73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000		
	74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300		
	75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600		
	76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900		
	77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100		
	78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400		
	79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700		
	80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000		
	81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200		
	82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500		
	83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800		
	84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100		

85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300
86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100	
87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400	
88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600	
89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800	
90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100	
91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400	
92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600	
93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800	
94	298,100	321,800	348,200	381,800			
95	299,300	323,200	349,700	382,400			
96	300,600	324,500	351,200	382,900			
97	301,700	325,700	352,500	383,300			
98	302,900	327,000	353,700	383,700			
99	304,100	328,300	354,800	384,300			
100	305,300	329,600	356,000	384,800			
101	306,500	331,000	357,100	385,200			
102	307,500	331,900	358,200	385,700			
103	308,600	333,100	359,300	386,300			
104	309,600	334,300	360,500	386,800			
105	310,400	335,400	361,700	387,100			
106	311,000	336,500	362,200	387,500			
107	311,600	337,500	362,800	388,000			
108	312,300	338,600	363,400	388,300			
109	312,800	339,800	364,000	388,600			
110	313,300	340,800	364,500	389,100			
111	313,900	341,800	365,000	389,600			
112	314,500	342,700	365,500	390,100			
113	315,300	343,600	365,900	390,400			
114	316,000	344,500	366,300	390,900			
115	316,700	345,500	366,900	391,400			
116	317,400	346,500	367,400	391,900			
117	318,000	347,500	367,800	392,200			
118	318,800	348,000	368,300	392,700			
119	319,500	348,600	368,900	393,200			
120	320,300	349,200	369,400	393,700			
121	320,900	349,500	369,500	394,100			
122	321,200	349,900	370,100	394,600			
123	321,700	350,400	370,600	395,000			
124	322,200	350,800	371,000	395,500			
125	322,500	351,200	371,500	395,900			
126		351,600	372,000				
127		352,100	372,500				
128		352,500	373,000				
129		352,900	373,300				
130		353,300	373,800				
131		353,700	374,300				
132		354,100	374,800				
133		354,300	375,100				
134		354,800	375,600				
135		355,200	376,000				
136		355,500	376,400				
137		355,800	376,700				

	138		356,200	377,200						
	139		356,700	377,700						
	140		357,200	378,200						
	141		357,500	378,500						
	142		358,000							
	143		358,500							
	144		359,000							
	145		359,300							
再任用職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一) 削除

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200

	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	
	49	237,700	302,100	365,300	414,400	
	50	239,200	304,500	367,100	415,800	
	51	240,600	307,000	369,100	417,400	
	52	242,100	309,400	371,100	418,900	
	53	243,400	311,800	373,000	420,600	
	54	244,700	314,000	374,800	422,100	
	55	246,100	316,100	376,600	423,700	
	56	247,500	318,300	378,300	425,300	
	57	248,900	320,600	379,800	426,800	
	58	250,000	322,700	381,400	428,300	
	59	251,300	324,900	383,100	429,500	
	60	252,600	326,900	384,800	430,700	
	61	253,900	329,100	386,000	431,900	
	62	255,400	331,200	387,400	433,200	
	63	256,800	333,400	388,800	434,500	
	64	258,100	335,600	390,100	435,700	
	65	259,500	337,500	391,500	436,900	
	66	261,100	339,700	392,700	438,100	
	67	262,700	341,800	394,100	439,300	
	68	264,400	344,000	395,500	440,500	
	69	265,900	346,000	396,800	441,700	
	70	267,300	348,000	398,100	442,900	
	71	268,800	350,100	399,500	444,100	
	72	270,300	352,100	400,800	445,300	
	73	271,400	353,900	402,100	446,400	
	74	272,800	355,800	403,500	447,000	
	75	274,200	357,700	404,900	447,500	
	76	275,500	359,600	406,200	448,000	
	77	276,900	361,500	407,400	448,500	
	78	278,100	363,200	408,600		
	79	279,300	364,900	409,900		
	80	280,500	366,500	411,300		
	81	281,700	368,000	412,600		
	82	282,900	369,500	413,800		
	83	284,100	371,000	414,800		

再任
用職
以外の
職員

84	285,300	372,400	416,000
85	286,500	373,500	417,200
86	287,600	374,900	418,400
87	288,800	376,300	419,600
88	290,000	377,600	420,600
89	291,200	378,900	421,700
90	292,300	380,200	422,700
91	293,500	381,400	423,700
92	294,700	382,700	424,700
93	295,500	384,000	425,600
94	296,500	385,100	426,400
95	297,700	386,400	427,200
96	298,900	387,600	428,000
97	299,900	389,000	428,800
98	301,000	390,000	429,200
99	302,000	391,100	429,600
100	303,100	392,100	430,000
101	304,000	393,000	430,400
102	305,100	394,000	430,700
103	306,200	395,100	431,000
104	307,200	396,200	431,300
105	307,800	396,900	431,600
106	308,700	397,800	431,900
107	309,500	398,700	432,200
108	310,300	399,600	432,400
109	311,200	400,400	432,600
110	311,600	401,300	432,900
111	312,000	402,100	433,200
112	312,500	402,900	433,400
113	313,100	403,500	433,600
114	313,500	404,200	433,900
115	314,000	404,900	434,200
116	314,500	405,600	434,400
117	315,100	406,200	434,600
118	315,600	406,700	
119	316,000	407,100	
120	316,500	407,500	
121	317,000	407,900	
122	317,400	408,200	
123	317,900	408,500	
124	318,400	408,700	
125	319,000	408,900	
126	319,300	409,200	
127	319,600	409,500	
128	319,900	409,700	
129	320,100	409,900	
130	320,400	410,200	
131	320,700	410,500	
132	321,000	410,700	
133	321,200	410,900	
134	321,400	411,200	
135	321,600	411,500	
136	321,900	411,700	

	137	322,200	411,900			
	138	322,400	412,200			
	139	322,700	412,500			
	140	323,000	412,700			
	141	323,200	412,900			
	142	323,400	413,200			
	143	323,700	413,500			
	144	323,900	413,700			
	145	324,200	413,900			
	146	324,400				
	147	324,700				
	148	325,000				
	149	325,200				
	150	325,400				
	151	325,700				
	152	326,000				
	153	326,200				
再任用職員		231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

八 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900

	22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
	23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
	24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
	25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
	26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
	27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
	28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
	29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
	30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
	31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
	32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
	33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
	34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
	35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
	36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
	37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
	38	219,400	247,900	342,200	366,900	
	39	221,100	250,400	344,200	368,500	
	40	222,800	252,900	346,100	370,100	
	41	224,400	255,600	348,000	371,400	
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	
	44	229,300	262,600	353,300	375,800	
	45	231,000	264,900	355,100	377,300	
	46	232,500	267,200	356,800	378,900	
	47	234,000	269,400	358,400	380,500	
	48	235,400	271,600	360,000	382,000	
	49	237,000	274,000	361,400	383,400	
	50	238,400	276,000	362,900	384,900	
	51	240,000	278,100	364,600	386,400	
	52	241,200	280,200	366,200	387,800	
	53	242,500	282,200	367,700	389,000	
	54	244,000	284,800	369,200	390,300	
	55	245,300	287,200	370,700	391,400	
	56	246,600	289,700	372,200	392,500	
	57	248,000	291,900	373,700	394,000	
	58	249,200	294,500	375,100	395,200	
	59	250,400	297,000	376,500	396,400	
	60	251,700	299,700	377,800	397,700	
	61	253,100	302,100	378,700	398,900	
	62	254,500	304,500	379,900	399,900	
	63	255,800	307,000	381,100	401,300	
	64	256,800	309,400	382,200	402,600	
	65	257,800	311,800	383,200	403,800	
	66	259,300	314,000	384,400	404,900	
	67	260,900	316,100	385,400	406,100	
	68	262,400	318,300	386,500	407,200	
	69	264,000	320,600	387,700	408,200	
	70	265,500	322,700	388,700	409,400	
	71	267,000	324,900	389,800	410,600	
	72	268,500	326,900	391,000	411,800	
	73	269,700	329,100	392,000	412,400	
	74	270,900	331,200	393,100	413,200	
再任	75	272,200	333,400	394,200	413,900	

用職	76	273,500	335,600	395,300	414,400
員以	77	274,900	337,400	396,200	414,700
外の	78	276,000	339,300	397,100	415,100
職員	79	277,200	341,200	398,100	415,500
	80	278,400	343,000	399,100	415,900
	81	279,700	344,800	399,900	416,200
	82	280,700	346,600	400,700	416,600
	83	281,900	348,300	401,400	417,000
	84	283,100	350,100	402,200	417,300
	85	284,100	351,500	402,900	417,600
	86	285,000	353,100	403,700	418,000
	87	286,000	354,800	404,400	418,400
	88	287,000	356,300	405,100	418,700
	89	288,100	357,700	405,700	419,000
	90	289,000	359,000	406,400	419,300
	91	289,900	360,400	406,900	419,600
	92	290,800	361,800	407,600	419,800
	93	291,300	363,300	408,000	420,000
	94	292,000	364,600	408,400	
	95	292,800	365,900	408,700	
	96	293,600	367,100	409,000	
	97	294,400	368,100	409,300	
	98	295,200	369,100	409,600	
	99	296,000	370,100	409,900	
	100	296,700	371,100	410,100	
	101	297,600	372,000	410,300	
	102	298,100	373,000	410,600	
	103	298,600	374,000	410,900	
	104	299,100	375,000	411,100	
	105	299,300	375,800	411,300	
	106	299,700	376,700	411,600	
	107	300,000	377,600	411,900	
	108	300,200	378,600	412,100	
	109	300,400	379,400	412,300	
	110	300,600	380,400	412,600	
	111	300,900	381,400	412,900	
	112	301,200	382,400	413,100	
	113	301,400	383,000	413,300	
	114	301,600	383,900	413,600	
	115	301,800	384,800	413,900	
	116	302,100	385,700	414,100	
	117	302,400	386,500	414,300	
	118	302,700	387,200		
	119	303,000	388,000		
	120	303,300	388,800		
	121	303,400	389,400		
	122	303,600	390,200		
	123	303,900	390,900		
	124	304,200	391,600		
	125	304,400	392,200		
	126		392,900		
	127		393,400		
	128		394,000		

	129		394,700			
	130		395,300			
	131		395,800			
	132		396,300			
	133		396,600			
	134		396,900			
	135		397,200			
	136		397,500			
	137		397,800			
	138		398,100			
	139		398,400			
	140		398,700			
	141		399,000			
	142		399,300			
	143		399,600			
	144		399,900			
	145		400,100			
	146		400,400			
	147		400,700			
	148		400,900			
	149		401,100			
	150		401,400			
	151		401,700			
	152		401,900			
	153		402,100			
	154		402,400			
	155		402,700			
	156		402,900			
	157		403,100			
再任用職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考 1 この表は、次に掲げる者に適用する。

(1) 広島学園に勤務する児童自立支援専門員

(2) 中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるもの

2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額には、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第4条関係)

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000

	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900
	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
再任	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
用職	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
員以						

外の職員	61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
	64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
	65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
	66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
	68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100
	69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
	70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
	71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
	72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
	73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
	74	258,900	316,200	386,300		
	75	260,300	317,300	386,900		
	76	261,600	318,400	387,600		
	77	262,700	319,500	388,300		
	78	263,900	320,500	388,900		
	79	265,200	321,500	389,500		
	80	266,400	322,400	390,100		
	81	267,800	323,500	390,700		
	82	269,100	324,300	391,300		
	83	270,400	325,000	391,900		
	84	271,600	325,800	392,500		
	85	272,800	326,300	393,000		
	86	274,000	326,800	393,500		
	87	275,300	327,300	394,000		
	88	276,500	327,800	394,700		
	89	277,500	328,100	395,100		
	90	278,700	328,600			
	91	279,900	329,100			
	92	281,100	329,600			
	93	282,100	329,900			
	94	283,100	330,300			
	95	284,100	330,800			
	96	285,100	331,300			
	97	285,700	331,800			
	98	286,600	332,300			
	99	287,400	332,800			
	100	288,300	333,300			
	101	289,200	333,800			
	102	289,900	334,300			
	103	290,600	334,800			
	104	291,300	335,300			
	105	292,000	335,800			
	106	292,500	336,200			
	107	293,000	336,700			
	108	293,500	337,100			
	109	293,700	337,600			
	110	294,100	338,000			
	111	294,400	338,500			
	112	294,700	338,900			
	113	295,000	339,400			
	114	295,300	339,800			

	115	295,600	340,300			
	116	295,900	340,700			
	117	296,200	341,200			
	118	296,600	341,600			
	119	296,900	342,000			
	120	297,300	342,400			
	121	297,600	342,800			
再任用職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五口医療職給料表(一)及び同表八医療職給料表(二)を次のように改める。

口 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700

	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900
	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
	60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
	61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
	62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
	63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
	64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
	65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
	66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
	67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
	68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
	69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
	70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
	71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
	72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
	73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
	74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
	75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
	76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
	77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
	78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
	79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
	80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
	81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
	82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
	83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
	84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
	85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
	86		287,200	323,100	344,000			

再任
用職
員以
外の
職員

	87		287,400	323,300	344,300			
	88		287,600	323,700	344,600			
	89		288,000	324,100	345,000			
	90		288,200	324,500	345,300			
	91		288,400	324,900	345,700			
	92		288,600	325,300	346,000			
	93		289,000	325,600	346,400			
	94		289,200	325,800	346,700			
	95		289,400	326,200	347,000			
	96		289,700	326,500	347,300			
	97		290,100	326,700	347,600			
	98		290,400	327,000	348,000			
	99		290,600	327,300	348,400			
	100		290,900	327,600	348,800			
	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100				
	107			329,500				
	108			329,700				
	109			329,900				
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター、家畜保健衛生所、動物愛護センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400

14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	

	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
	94	279,200	312,700	346,100	364,100		
	95	280,100	313,400	346,800	364,500		
	96	281,100	314,000	347,400	364,800		
	97	282,000	314,700	347,800	365,400		
	98	282,800	315,000	348,200	365,900		
	99	283,500	315,600	348,700	366,400		
	100	284,400	316,300	349,100	366,900		
	101	285,200	316,700	349,600	367,500		
	102	286,000	317,300	350,000	368,000		
	103	286,800	317,900	350,500	368,500		
	104	287,600	318,500	350,900	368,900		
	105	288,300	318,900	351,200	369,500		
	106	288,800	319,400	351,700	370,000		
	107	289,300	319,900	352,100	370,500		
	108	289,800	320,400	352,400	371,000		
	109	290,000	320,800	352,900	371,600		
	110	290,300	321,200	353,400	372,000		
	111	290,500	321,500	353,900	372,500		
	112	290,900	321,800	354,400	373,000		
	113	291,200	322,200	354,900	373,600		
	114	291,400	322,600	355,400			
	115	291,800	323,000	355,900			
	116	292,100	323,300	356,300			
	117	292,400	323,500	356,700			
	118	292,700	323,800	357,100			
	119	293,000	324,200	357,600			
	120	293,400	324,400	358,100			

再任
用職
員以
外の
職員

121	293,700	324,600	358,500					
122	294,100	324,900	359,000					
123	294,400	325,200	359,500					
124	294,800	325,500	360,000					
125	295,000	325,700	360,300					
126	295,200	326,000						
127	295,500	326,400						
128	295,900	326,600						
129	296,100	326,700						
130	296,400	327,000						
131	296,800	327,400						
132	297,200	327,600						
133	297,400	327,900						
134	297,700	328,300						
135	298,100	328,700						
136	298,400	329,100						
137	298,600	329,400						
138	298,900	329,800						
139	299,300	330,200						
140	299,600	330,600						
141	299,800	330,900						
142	300,200	331,300						
143	300,600	331,600						
144	300,900	332,000						
145	301,000	332,300						
146	301,300	332,700						
147	301,600	333,100						
148	302,000	333,500						
149	302,200	333,800						
150	302,400	334,200						
151	302,700	334,600						
152	303,000	335,000						
153	303,400	335,300						
154	303,600							
155	303,800							
156	304,100							
157	304,400							
158	304,700							
159	305,000							
160	305,300							
161	305,700							
162	306,000							
163	306,300							
164	306,600							
165	307,000							
166	307,300							
167	307,600							
168	307,900							
169	308,300							
再任用職員	232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300	

備考 この表は、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健

野、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の九十九・一一」を「百分の九十九・二二」に改め、同項の表を次のように改める。

給料月額	円
1	400,000
2	461,000
3	524,000
4	606,000
5	705,000
6	805,000

第五条第二項中「百分の九十九・一一」を「百分の九十九・二二」に改め、同項の表を次のように改める。

給料月額	円
1	332,000
2	369,000
3	398,000

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百三十二・五」に、「百分の百」を「百分の百六」に、「百分の七十五」を「百分の七十九・五」に、「百分の三十七・五」を「百分の三十九・七五」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十二・五」に、「百分の百八」を「百分の百十四」に、「百分の八十二」を「百分の八十五・五」に、「百分の四十・五」を「百分の四十二・七五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「し、第一号任期付研究員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・二二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)と」を削り、同項の表を次のように改める。

給料月額	円
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

第五条第二項中「し、第二号任期付研究員の給料月額、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・二二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と」を削り、同項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	326,000
2	362,000
3	390,000

第六条第二項中「前条第二項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」を「管理監督職員」に、「第十七条の三第二項に規定する職にある職員」を「管理監督職員」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「百分の九十九・一一」を「百分の九十九・二二」に改め、同項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百三十二・五」に、「百分の百」を「百分の百六」に、「百分の七十五」を「百分の七十九・五」に、「百分の三十七・五」を「百分の三十九・七五」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十二・五」に、「百分の百八」を「百分の百十四」に、「百分の八十一」を「百分の八十五・五」に、「百分の四十・五」を「百分の四十二・七五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「し、特定任期付職員の給料月額、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・二二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と」を削り、同項の表を次のように改める。

給料	給料月額
1	円 370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

第七条第二項中「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」を「管理監督職員」に、「第十七条の三第二項に規定する職にある職員」を「管理監督職員」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第七条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第八十条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項」に改める。

第五条の二第二項第五号中「職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)附則第五項に規定する技術員等及び」を削る。

第六条の四第一項第一号中「六万二千五百円」を「七万八千七百五十円」に改め、同項第二号中「五万円」を「六万五千円」に改め、同項第三号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第四号中「四万七千七百円」を「五万四千五百五十円」に改め、同項第五号中「三万三千三百五十円」を「四万三千三百五十円」に改め、同項第六号中「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第七号中「二万八千五百円」を「二万七千円」に改め、同項第八号中「一万六千七百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「前号」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第六条の五第二項中「職員の給与に関する条例」の下に「(昭和二十六年広島県条例第二十二号)」を加える。

第八条の三第八項第四号中「除く」の下に「。第十項第二号において同じ」を加え、同条第十項第二号中「(第八項第四号に規定する場合における懲戒処分を除く。)」を削る。

附則第二十四項中「職員の給与に関する条例附則第五項に規定する技術員等及び」を削る。

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第八条 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「職にある者」の下に「(以下「管理監督職員」という。)」を、「必要により、」の下に「週休日等(を、「日をいう。)」の下に「をいう。次項において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員又は指定職職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百三十二・五」に、「百分の百」を「百分の百六」に、「百分の七十五」を「百分の七十九・五」に、「百分の三十七・五」を「百分の三十九・七五」に、「百分の百三十五」を「百分の百四十二・五」に、「百分の百八」を「百分の百十四」に、「百分の八十一」を「百分の八十五・五」に、「百分の四十・五」を「百分の四十二・七五」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第十条 職員の旅費に関する条例(昭和二十八年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「職員の給与に関する条例附則第五項に規定する技術員等及び」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び技術員等(職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)附則第五項に規定する技術員等をいう。以下同じ。)である派遣職員」を削る。

第五条中「職員の給与に関する条例」の下に「(昭和二十六年広島県条例第二十二号)」を加える。

附則第四条の見出し中「又は技術員等」を削り、同条中「又は、技術員等」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十二条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び技術員等（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）附則第五項に規定する技術員等をいう。以下同じ。）である派遣職員」を削る。

第五条中「及び技術員等である職員」を削り、「職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十六年広島県条例第二十二号）」を加える。

第十四条中「及び技術員等である職員」を削る。

附則第三項（見出しを含む。）中「又は技術員等」を削る。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条、第六条、第七条（職員の退職手当に関する条例第六条の四の改正規定に限る。）及び第八条並びに附則第二条から第五条まで及び附則第八条の規定
平成二十七年四月一日

二 第七条（職員の退職手当に関する条例第三条第二項の改正規定に限る。）の規定
平成二十七年十月一日

2 第一条の規定（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第五項の改正規定を除く。附則第六条において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第九条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の特別職条例」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第二条 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準じる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第三条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

4 前三項の規定による給料を支給する期間は、平成二十八年三月三十一日までとする。

5 平成二十八年四月一日以降における第一項から第三項までの規定による給料を支給する期間については、この条例の施行後に人事委員会が行う勧告等を勘案しつつ検討を加え、必要な措置を講じるものとする。

第四条 前条第一項から第三項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第九條第二項、第十四條の四第三項、第十四條の五第二項及び第十八條第五項（給与条例第十八條の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第九條第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第 号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第三条第一項から第三項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十四條の四第三項、第十四條の五第二項及び第十八條第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十六年改正条例附則第三条第一項から第三項までの規定による給料の額との合計額」とする。

2 前条第一項から第三項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第 号）附則第三条第一項から第三項までの規定による給料の額との合計額」とする。

一 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）第十二條第二項、第二十六條第二項、第四十四條第二項及び第四十九條第二項

二 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第六項

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第六条第五項

四 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）第三条第一項

（平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第五条 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第十二条の二第二項の規定の適用については、同項中「三万円」とあるのは、「三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とする。

（給与の内払）

第六条 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の特別職条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第九条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第八条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「給料月額が同日」を「給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第 号）附則第三条第一項から第三項までの規定による給料を支給される職員にあつては平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額）が切替日の前日」に改める。

(提案理由)

人事委員会の平成二十六年十月十日付けの給与勧告や国家公務員退職手当法の一部が改正されたことなどを考慮して、職員の給料月額、諸手当の額及び退職手当の調整額などを改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、この条例案を提出する。

(原第 号議案)

職員給与に関する条例等の 一部を改正する条例

人事課
病院事業局

一 改正の理由

人事委員会の平成二十六年十月十日付けの給与勧告や国家公務員退職手当法の一部が改正されたことなどを考慮して、職員の給料月額、諸手当の額及び退職手当の調整額などを改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 平成二十六年年度の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 平成二十七年以降の改定

職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(三) 諸手当の改定

(1) 医師等の初任給調整手当

医師等の初任給調整手当の限度額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正 案
医療職給料表(一)適用者	三六五、五〇〇円	三六六、七〇〇円
医療職給料表(一)以外の給料表適用者	五〇、〇〇〇円	五〇、三〇〇円

(2) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	現 行	改 正 案
職員(特定幹部職員を除く。)	六月	一〇〇分の六七・五	一〇〇分の七五
	一二月	一〇〇分の六七・五	一〇〇分の七五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の八七・五	一〇〇分の九五
	一二月	一〇〇分の八七・五	一〇〇分の九五
再任用職員(特定)	六月	一〇〇分の三三・五	一〇〇分の三五

再任用の特定幹部職員	六月	一〇〇分の四二・五	一〇〇分の四五
	一二月	一〇〇分の四二・五	一〇〇分の四五
幹部職員を除く。	一二月	一〇〇分の三三・五	一〇〇分の三五

(3) 単身赴任手当

ア 再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給する。

イ 単身赴任手当の基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正 案
基礎額	三三、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
加算額	四五、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円

(4) 管理職員特別勤務手当

管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前五時までの間に勤務した場合においても、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料表の改定

(1) 平成二十六年年度の改定

任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(2) 平成二十七年以降の改定

任期付研究員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 期末手当の改正

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	現 行	改 正 案
任期付研究員	六月	一〇〇分の二三五	一〇〇分の二三三・五
	一二月	一〇〇分の二三五	一〇〇分の二四二・五

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料表の改定

(1) 平成二十六年年度の改定

特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(2) 平成二十七年以降の改定

特定任期付職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 期末手当の改正

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	現 行	改 正 案
特定任期付職員	六月	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一三三・五
	一二月	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一四二・五

4 退職手当の調整額の改定等

(一) 職員の退職手当の調整額を、次のとおり改定する。

区 分	現 行	改 正 案
第一号区分	六二、五〇〇円	七八、七五〇円
第二号区分	五〇、〇〇〇円	六五、〇〇〇円
第三号区分	四五、八五〇円	五九、五五〇円
第四号区分	四一、七〇〇円	五四、一五〇円
第五号区分	三三、三五〇円	四三、三五〇円
第六号区分	二五、〇〇〇円	三三、五〇〇円
第七号区分	二〇、八五〇円	二七、一〇〇円
第八号区分	一六、七〇〇円	二二、七〇〇円

(二) 第八号区分について、勤続期間が二十四年以下の退職者に対しても調整額を支給するものとする。

5 病院事業職員の管理職員特別勤務手当の改定

病院事業職員である管理監督職員又は指定職職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前五時までの間に勤務した場合においても、管理職員特別勤務手当を支給する。

6 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

区 分	支給月	現 行	改 正 案
特別職の職員等	六月	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一三三・五
	一二月	一〇〇分の一二五	一〇〇分の一四二・五

7 その他

この条例の施行に伴い必要な経過措置等を定める。

三 施行期日等

- 1 二一(一)、二一(二)及び(三)、二二(一)、二二(二)、二三(一)、二三(二)並びに二六については、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。
- 2 二一(四)、二一(五)及び(六)、二二(三)、二三(三)、二四並びに二五については、平成二十七年四月一日

四 根拠法令

1 地方自治法

第二百三条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例で定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付職員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

2 地方公務員法

第二十四条

- ③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従

事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- ⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

3 地方公営企業法

第三十八条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

- ④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

改正案	現行
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第九条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号及び第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三十六万六千七百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 五万三百円</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第十八条の四 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第九条の二 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号及び第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 三十六万五千五百円</p> <p>二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 五万円</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第十八条の四 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p>

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十・五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附則

5 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）第一条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。）の給与の種類及び基準に關しては、この条例を準用する。ただし、給料表に關しては、次の各号に定める基準による。

一～三 (略)

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの勤勉手当基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十・七・五（特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の四十二・五）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附則

5 技術員等（地方公営企業等の労働關係に關する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項の規定により同法（第十七条を除く。）の規定が準用される職員をいう。）及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員（広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）第一条に規定する病院事業に従事する企業職員を除く。）の給与の種類及び基準に關しては、この条例を準用する。ただし、給料表に關しては、次の各号に定める基準による。

一～三 (略)

改正案	現行
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、三万円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第十七条の三 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基き、人事委員会規則で指定する職にある者（以下「管理監督職員」という。）に対して支給する。</p> <p>2 管理職手当は、月額により支給するものとし、その額は、管理監督職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十七条の四 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、二万三千元（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、四万五千元を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第十七条の三 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基き、人事委員会規則で指定する職にある者に対して支給する。</p> <p>2 管理職手当は、月額により支給するものとし、その額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十七条の四 前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき一万二</p>

又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。

3| 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一| 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

二| 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4| 前三項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の二 第十五条第一項から第六項まで、第十六条第二項及び第十七条の規定は、管理監督職員には適用しない。

2 第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十三条、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、再任用職員には適用しない。

3| 第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十二条の二、第十三条、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

3| 前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第十九条の二 第十五条第一項から第六項まで、第十六条第二項及び第十七条の規定は、第十七条の三第一項に規定する職にある職員には適用しない。

2 第九条の二から第十一条まで、第十一条の三、第十一条の五、第十二条の二、第十三条、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号）新旧対照表（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用し、第一号任期付研究員の給料月額を、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・二一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

号給	給料月額 円
1	<u>400,000</u>
2	<u>461,000</u>
3	<u>524,000</u>
4	<u>606,000</u>
5	<u>705,000</u>
6	<u>805,000</u>

2 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用し、第一号任期付研究員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・二一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

給料月額 円
<u>332,000</u>
<u>369,000</u>
<u>398,000</u>

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用し、第一号任期付研究員の給料月額を、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・一一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

号給	給料月額 円
1	<u>398,000</u>
2	<u>459,000</u>
3	<u>522,000</u>
4	<u>605,000</u>
5	<u>704,000</u>
6	<u>804,000</u>

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用し、第二号任期付研究員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・一一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

給料月額 円
<u>330,000</u>
<u>367,000</u>
<u>396,000</u>

号給
1
2
3

337 (略)

(給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第一項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百三十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十九・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十九・七五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百十四」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十五・五」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十二・七五」と、給与条例第十九条の二第一項中「第十七条の三第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第十七条の三第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

号給
1
2
3

337 (略)

(給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第一項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百三十五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百八」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十一」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十五」と、給与条例第十九条の二第一項中「第十七条の三第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第十七条の三第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号) 新旧対照表(第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

(給与に関する特例)

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

第一号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	<u>392,000</u>
2	<u>452,000</u>
3	<u>514,000</u>
4	<u>594,000</u>
5	<u>691,000</u>
6	<u>789,000</u>

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

給料月額 円
<u>326,000</u>
<u>362,000</u>
<u>390,000</u>

(給与に関する特例)

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用し、第一号任期付研究員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・二一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

号給	給料月額 円
1	<u>400,000</u>
2	<u>461,000</u>
3	<u>524,000</u>
4	<u>606,000</u>
5	<u>705,000</u>
6	<u>805,000</u>

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用し、第二号任期付研究員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・二一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

給料月額 円
<u>332,000</u>
<u>369,000</u>
<u>398,000</u>

号給
1
2
3

357 (略)

(給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第一項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職員

一とあるのは「管理監督職員

及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百三十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十九・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十九・七五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百四十四」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十五・五」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十二・七五」と、給与条例第十九条の二第一項中「管理監督職員

一とあるのは「管理監督職員

及び任期付

研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

号給
1
2
3

357 (略)

(給与条例の適用除外等)

第六条 (略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第一項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第六項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百三十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十九・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十九・七五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百四十四」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十五・五」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十二・七五」と、給与条例第十九条の二第一項中「第十七条の三第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第十七条の三第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百三十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十九・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十九・七五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百四十四」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十五・五」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十二・七五」と、給与条例第十九条の二第一項中「第十七条の三第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第十七条の三第一項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）新旧対照表（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（給与に関する特例）

（給与に関する特例）

第六条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用し、特定任期付職員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・二一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第六条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用し、特定任期付職員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・一一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

号給	給料月額 円
1	<u>377,000</u>
2	<u>426,000</u>
3	<u>479,000</u>
4	<u>542,000</u>
5	<u>618,000</u>
6	<u>722,000</u>
7	<u>845,000</u>

号給	給料月額 円
1	<u>375,000</u>
2	<u>424,000</u>
3	<u>477,000</u>
4	<u>541,000</u>
5	<u>617,000</u>
6	<u>721,000</u>
7	<u>844,000</u>

2/6 (略)

2/6 (略)

（給与条例等の適用除外等）

（給与条例等の適用除外等）

第七条 (略)

第七条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第一項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「前条第一項

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第一項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「前条第一項

に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員及び任期付職員
条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百三十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十九・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十九・七五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百十四」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十五・五」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十二・七五」と、給与条例第十九条の二第一項中「第十七条の三第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第十七条の三第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員及び任期付職員
条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百八」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十一」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十・五」と、給与条例第十九条の二第一項中「第十七条の三第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第十七条の三第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）新旧対照表（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（給与に関する特例）

第六条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	<u>370,000</u>
2	<u>418,000</u>
3	<u>470,000</u>
4	<u>531,000</u>
5	<u>606,000</u>
6	<u>708,000</u>
7	<u>828,000</u>

2 6 (略)

（給与条例等の適用除外等）

第七条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第一項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「管理監督職

現行

（給与に関する特例）

第六条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用し、特定任期付職員の給料月額は、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に百分の九十九・二二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

号給	給料月額 円
1	<u>377,000</u>
2	<u>426,000</u>
3	<u>479,000</u>
4	<u>542,000</u>
5	<u>618,000</u>
6	<u>722,000</u>
7	<u>845,000</u>

2 6 (略)

（給与条例等の適用除外等）

第七条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第十七条の四第一項、第十八条第二項及び第十九条の二第一項の規定の適用については、給与条例第二条中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付職員条例」という。）第六条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第十七条の四第一項中「前条第一項

員

督職員

「とあるのは「管理監督職員
及び任期付職員

条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百三十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十九・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十九・七五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百十四」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十五・五」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十二・七五」と、給与条例第十九条の二第一項中「管理監督職員
」とあるのは「管理監督職員
及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員」とあるのは「前条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員及び任期付職員
条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百三十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十九・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十九・七五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百十四」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十五・五」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十二・七五」と、給与条例第十九条の二第一項中「第十七条の三第一項に規定する職にある職員」とあるのは「第十七条の三第一項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

○職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号） 新旧対照表（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第六十九号）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第八条の第三十項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の第四四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（給料月額額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例の規定</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害の状態にある傷病とする。以下この項、次条第二項並びに第五条第一項第四号及び第二項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第八条の第三十項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の第四四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（給料月額額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例の規定</p>

により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは第八条第二項に規定する指定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第六項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は第八条第二項に規定する指定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一〜四（略）

五 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員については、任命権者の定める規程。以下同じ。）で定める在職期間

（退職手当の調整額）

により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは第八条第二項に規定する指定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第六項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は第八条第二項に規定する指定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一〜四（略）

五 前各号に掲げる期間に準ずるものとして人事委員会規則（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）附則第五項に規定する技術員等及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する職員については、任命権者の定める規程。以下同じ。）で定める在職期間

（退職手当の調整額）

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)、育児短時間勤務をした期間のある月(育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。))又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月(以下これを「休職月等」という。))のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

一 第一号区分 七万八千七百五十円

二 第二号区分 六万五千円

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)第二条の規定による自己啓発等休業の承認、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第二号)第二条の規定による配偶者同行休業の承認、育児休業法第二条の規定による育児休業の承認、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条の規定による大学院修学休業の許可若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)、育児短時間勤務をした期間のある月(育児短時間勤務をしていない日のあつた月を除く。))又は職員の高齢者部分休業に関する条例(平成二十六年広島県条例第一号)第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のある月(以下これを「休職月等」という。))のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

一 第一号区分 六万二千五百円

二 第二号区分 五万円

- 三 第三号区分 五万九千五百五十円
- 四 第四号区分 五万四千五百五十円
- 五 第五号区分 四万三千三百五十円
- 六 第六号区分 三万二千五百円
- 七 第七号区分 二万七千円
- 八 第八号区分 二万七千七百円
- 九 第九号区分 零

2 3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- 三 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 四 自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

- 三 第三号区分 四万五千八百五十円
- 四 第四号区分 四万七千七百円
- 五 第五号区分 三万三千三百五十円
- 六 第六号区分 二万五千円
- 七 第七号区分 二万八千五百円
- 八 第八号区分 一万六千七百円
- 九 第九号区分 零

2 3 (略)

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が五年以上二十四年以下のもの 第一項第一号から第七号まで又は第九号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第八号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額
- 二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 三 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- 四 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一号の規定により計算した額の二分の一に相当する額
- 五 自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 (略)

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第八条の三 (略)

2~7 (略)

8 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第十三項に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

一~三 (略)

四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

9 (略)

10 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において

(一般の退職手当の額に係る特例)

第六条の五 (略)

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第八条の三 (略)

2~7 (略)

8 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第十三項に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

一~三 (略)

四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

9 (略)

10 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において

単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第二項第三号に掲げる募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

一 (略)

二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

三 四 (略)

11 16 (略)

附則

24 退職した者の基礎在職期間中に給料月額額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額額の減額改定で人事委員会（地方公営企業法第十五条第一項に規定する職員については、任命権者）が定めるものを除く。）によりその者の給料月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額額が減額前の給料月額額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る

単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第二項第三号に掲げる募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

一 (略)

二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（第八項第四号に規定する場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

三 四 (略)

11 16 (略)

附則

24 退職した者の基礎在職期間中に給料月額額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額額の減額改定で人事委員会（職員の給与に関する条例附則第五項に規定する技術員等及び地方公営企業法第十五条第一項に規定する職員については、任命権者）が定めるものを除く。）によりその者の給料月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額額が減額前の給料月額額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額

る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない

に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

○広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十年広島県条例第二十八号）新旧対照表（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第四条 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある病院事業職員の職のうちその特殊性に基づき病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が指定する職にある者（以下「管理監督職員」という。）又は指定職員（県立広島病院長の職にある病院事業職員をいう。以下同じ。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、<u>週休日等（勤務を要しない日又は休日等（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日をいう。）をいう。次項において同じ。）に勤務した場合に、当該病院事業職員に対して支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、<u>管理監督職員又は指定職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>	<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第四条 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある病院事業職員の職のうちその特殊性に基づき病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が指定する職にある者又は指定職員（<u>県立広島病院長の職にある病院事業職員をいう。以下同じ。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日等（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は十二月二十九日から翌年の一月三日までの日をいう。）に勤務した場合に、当該病院事業職員に対して支給する。</u></p>

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）新旧対照表（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給与の額等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百三十二・五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百六」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十九・五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十九・七五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百四十二・五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百十四」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十五・五」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十二・七五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>（給与の額等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 県議会議員には期末手当を、知事等（公営企業の管理者を除く。）には地域手当、通勤手当及び期末手当を、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。ただし、給与条例第十八条第二項第二号中「百分の百十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の百」と、「百分の六十六」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の三十三」とあるのは「百分の三十七・五」と、同項第三号中「百分の百十五」とあるのは「百分の百三十五」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の百八」と、「百分の六十九」とあるのは「百分の八十一」と、「百分の三十四・五」とあるのは「百分の四十・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>5 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員の旅費に関しては、この条例を準用する。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>5 職員の給与に関する条例附則第五項に規定する技術員等及び地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する職員の旅費に関しては、この条例を準用する。</p>

改正案

（一般の派遣職員の給与）

第四条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。

2 3 （略）

第五条 一般の派遣職員に関する職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）第二十一条第一項又は附則第六

現行

（一般の派遣職員の給与）

第四条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技術員等（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）附則第五項に規定する技術員等をいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第七条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給する。

2 3 （略）

第五条 一般の派遣職員に関する職員の給与に関する条例第二十一条第一項又は附則第六項の規定の適用については、派遣先の機

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（企業職員である派遣職員の給与等）</p> <p>第四条 企業職員である派遣職員の給与の種類及び基準並びに旅費に關しては、この条例を準用する。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>関の業務を公務とみなす。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（企業職員又は技術員等である派遣職員の給与等）</p> <p>第四条 企業職員又は、技術員等である派遣職員の給与の種類及び基準並びに旅費に關しては、この条例を準用する。</p>

改正案

現行

（派遣職員の給与）

（派遣職員の給与）

第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）が派遣先団体において従事する業務が、県の委託を受けて行う業務、県と共同して行う業務若しくは県の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により県の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下この条及び附則第三項において「県委託等業務」という。）である場合又は県委託等業務（これと同様の業務であつて県以外の地方公共団体に係るものを含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合においては、人事委員会規則で定めるところにより、当該派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技術員等（職員~~の給与に~~に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）附則第五項の技術員等をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）が派遣先団体において従事する業務が、県の委託を受けて行う業務、県と共同して行う業務若しくは県の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により県の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下この条及び附則第三項において「県委託等業務」という。）である場合又は県委託等業務（これと同様の業務であつて県以外の地方公共団体に係るものを含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合においては、人事委員会規則で定めるところにより、当該派遣職員には、その

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員を除く。第七条において同じ。)に関する職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)第二十一条第一項又は同条例附則第六項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。第七条第一項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員及び技術員等である職員を除く。第七条において同じ。)に関する職員の給与に関する条例第二十一条第一項又は同条例附則第六項の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。第七条第一項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第十四条 法第十条第一項の規定により採用された職員(企業職員である職員を除く。次条から第十七条までにおいて同じ。)に関する職員の給与に関する条例第二十一条第一項又は同条例附則第六項の規定の適用については、退職派遣先法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

附則

(企業職員である派遣職員の給与の種類等)

3 企業職員である派遣職員が派遣先団体において従事する業務が県委託等業務である場合又は県委託等業務(これと同様の業務であつて県以外の地方公共団体に係るものを含む。)が派遣先団体の主たる業務である場合においては、当該派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給することができるものとし、その給

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第十四条 法第十条第一項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び技術員等である職員を除く。次条から第十七条までにおいて同じ。)に関する職員の給与に関する条例第二十一条第一項又は同条例附則第六項の規定の適用については、退職派遣先法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

附則

(企業職員又は技術員等である派遣職員の給与の種類等)

3 企業職員又は技術員等である派遣職員が派遣先団体において従事する業務が県委託等業務である場合又は県委託等業務(これと同様の業務であつて県以外の地方公共団体に係るものを含む。)が派遣先団体の主たる業務である場合においては、当該派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給することができるもの

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">与の種類及び基準に関しては、この条例の規定を準用する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">とし、その給与の種類及び基準に関しては、この条例の規定を準用する。</p>

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十四号）の一部を改正する条例（第〇条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第九条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第 号）附則第四条の規定による給料を支給される職員にあつては平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額）が切替日の前日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年広島県条例第五十二号）の施行の日において次の各号に掲げる職員以外の職員である者（以下「平成二十一年度減額改定対象職員」という。）にあつては当該給料月額に百分の九十七・七六を乗じて得た額、平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員（第二号及び第四号に掲げる職員を除く。）である者にあつては当該給料月額に百分の九十七・九三を乗じて得た額、第四号に掲げる職員である者にあつては当該給料月額に百分の九十八・三三を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額から、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の一を乗じて得た額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の二を乗じて得た額（その額が一万円を超える場合にあつては、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の三を乗じて得た額（その額が一万五千円を超える場合にあつては、一万五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、</p>	<p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第九条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年広島県条例第五十二号）の施行の日において次の各号に掲げる職員以外の職員である者（以下「平成二十一年度減額改定対象職員」という。）にあつては当該給料月額に百分の九十七・七六を乗じて得た額、平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員（第二号及び第四号に掲げる職員を除く。）である者にあつては当該給料月額に百分の九十七・九三を乗じて得た額、第四号に掲げる職員である者にあつては当該給料月額に百分の九十八・三三を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額から、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の一を乗じて得た額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の二を乗じて得た額（その額が一万円を超える場合にあつては、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の三を乗じて得た額（その額が一万五千円を超える場合にあつては、一万五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、</p>

三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の三を乗じて得た額（その額が一万五千円を超える場合にあつては、一万五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給する。

一〇五 (略)

2・3 (略)

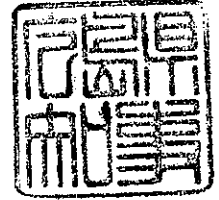
り捨てた額）を給料として支給する。

一〇五 (略)

2・3 (略)

平成26年12月4日

広島県教育委員会様



広島県知事

議案に対する意見聴取について（照会）

別紙のとおり市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

平成26年12月5日

広島県知事様

広島県教育委員会
(総務課)



議案に対する意見聴取について(回答)

平成26年12月4日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

県第 号議案

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成二十六年十二月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

市町立学校職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例案

市町立学校職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400

17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
38	219,400	249,000	349,100	374,300	
39	221,100	251,800	351,100	375,900	
40	222,800	254,600	353,100	377,500	
41	224,600	257,400	355,000	378,800	
42	226,400	260,000	356,800	380,300	
43	228,200	262,600	358,600	381,800	
44	229,900	265,200	360,400	383,300	
45	231,800	267,600	362,200	384,900	
46	233,500	270,200	363,900	386,500	
47	235,200	272,700	365,600	388,100	
48	236,900	275,200	367,200	389,700	
49	238,600	277,700	368,600	391,100	
50	240,300	280,200	370,200	392,600	
51	242,000	282,800	371,900	394,100	
52	243,600	285,400	373,600	395,600	
53	244,900	287,900	375,200	396,800	
54	246,600	290,500	376,700	398,100	
55	248,200	293,000	378,200	399,200	
56	249,900	295,500	379,700	400,400	
57	251,300	297,800	381,200	401,900	
58	252,800	300,400	382,600	403,100	
59	254,300	303,000	384,000	404,400	
60	255,800	305,700	385,400	405,700	
61	257,300	308,200	386,300	407,000	
62	258,800	310,700	387,500	408,000	
63	260,300	313,200	388,700	409,400	
64	261,700	315,700	389,900	410,800	
65	263,000	318,100	391,000	412,000	
66	264,600	320,300	392,200	413,100	
67	266,200	322,500	393,200	414,300	
68	267,700	324,700	394,300	415,500	
69	269,400	327,000	395,500	416,500	
70	270,900	329,200	396,500	417,700	

再任職以外の職員

71	272,400	331,400	397,600	418,900
72	273,900	333,500	398,800	420,100
73	275,100	335,700	399,900	420,900
74	276,400	337,900	401,000	421,700
75	277,700	340,100	402,100	422,500
76	279,000	342,300	403,200	423,300
77	280,400	344,200	404,100	423,900
78	281,600	346,100	405,100	424,700
79	282,800	348,000	406,100	425,400
80	284,000	349,900	407,100	426,100
81	285,300	351,700	407,900	426,900
82	286,400	353,500	408,700	427,500
83	287,600	355,300	409,500	428,000
84	288,800	357,100	410,300	428,700
85	289,800	358,500	411,000	429,400
86	290,800	360,200	411,800	429,900
87	291,800	361,900	412,500	430,500
88	292,800	363,500	413,200	431,200
89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	
95	298,700	373,200	417,500	
96	299,500	374,500	418,200	
97	300,300	375,500	418,700	
98	301,100	376,500	419,200	
99	301,900	377,500	419,800	
100	302,700	378,500	420,100	
101	303,600	379,600	420,600	
102	304,100	380,600	421,200	
103	304,600	381,600	421,800	
104	305,100	382,600	422,300	
105	305,300	383,400	422,700	
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	
109	306,500	387,100	424,900	
110	306,700	388,100		
111	307,000	389,100		
112	307,300	390,100		
113	307,500	390,700		
114	307,700	391,600		
115	307,900	392,500		
116	308,200	393,400		
117	308,500	394,200		
118	308,800	395,000		
119	309,100	395,800		
120	309,400	396,600		
121	309,500	397,200		
122	309,700	398,000		
123	310,000	398,700		
124	310,300	399,400		

125	310,500	400,100			
126		400,800			
127		401,300			
128		401,900			
129		402,600			
130		403,200			
131		403,900			
132		404,500			
133		404,800			
134		405,400			
135		406,000			
136		406,400			
137		406,800			
138		407,400			
139		408,000			
140		408,600			
141		409,000			
142		409,600			
143		410,200			
144		410,800			
145		411,200			
146		411,800			
147		412,400			
148		413,000			
149		413,400			
再任用職員	225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

教育職給料表（イ）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200

8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600
14	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
15	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
16	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
17	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
18	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
19	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
20	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
21	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
22	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
23	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
24	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
25	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
26	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
27	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
28	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
29	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
30	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
31	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
32	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
33	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
34	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
35	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
36	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
37	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
38	219,400	247,900	342,200	366,900	
39	221,100	250,400	344,200	368,500	
40	222,800	252,900	346,100	370,100	
41	224,400	255,600	348,000	371,400	
42	226,100	258,000	349,800	372,800	
43	227,700	260,300	351,600	374,300	
44	229,300	262,600	353,300	375,800	
45	231,000	264,900	355,100	377,300	
46	232,500	267,200	356,800	378,900	
47	234,000	269,400	358,400	380,500	
48	235,400	271,600	360,000	382,000	
49	237,000	274,000	361,400	383,400	
50	238,400	276,000	362,900	384,900	
51	240,000	278,100	364,600	386,400	
52	241,200	280,200	366,200	387,800	
53	242,500	282,200	367,700	389,000	
54	244,000	284,800	369,200	390,300	
55	245,300	287,200	370,700	391,400	
56	246,600	289,700	372,200	392,500	
57	248,000	291,900	373,700	394,000	
58	249,200	294,500	375,100	395,200	
59	250,400	297,000	376,500	396,400	
60	251,700	299,700	377,800	397,700	

再任職以外の職員

61	253,100	302,100	378,700	398,900
62	254,500	304,500	379,900	399,900
63	255,800	307,000	381,100	401,300
64	256,800	309,400	382,200	402,600
65	257,800	311,800	383,200	403,800
66	259,300	314,000	384,400	404,900
67	260,900	316,100	385,400	406,100
68	262,400	318,300	386,500	407,200
69	264,000	320,600	387,700	408,200
70	265,500	322,700	388,700	409,400
71	267,000	324,900	389,800	410,600
72	268,500	326,900	391,000	411,800
73	269,700	329,100	392,000	412,400
74	270,900	331,200	393,100	413,200
75	272,200	333,400	394,200	413,900
76	273,500	335,600	395,300	414,400
77	274,900	337,400	396,200	414,700
78	276,000	339,300	397,100	415,100
79	277,200	341,200	398,100	415,500
80	278,400	343,000	399,100	415,900
81	279,700	344,800	399,900	416,200
82	280,700	346,600	400,700	416,600
83	281,900	348,300	401,400	417,000
84	283,100	350,100	402,200	417,300
85	284,100	351,500	402,900	417,600
86	285,000	353,100	403,700	418,000
87	286,000	354,800	404,400	418,400
88	287,000	356,300	405,100	418,700
89	288,100	357,700	405,700	419,000
90	289,000	359,000	406,400	419,300
91	289,900	360,400	406,900	419,600
92	290,800	361,800	407,600	419,800
93	291,300	363,300	408,000	420,000
94	292,000	364,600	408,400	
95	292,800	365,900	408,700	
96	293,600	367,100	409,000	
97	294,400	368,100	409,300	
98	295,200	369,100	409,600	
99	296,000	370,100	409,900	
100	296,700	371,100	410,100	
101	297,600	372,000	410,300	
102	298,100	373,000	410,600	
103	298,600	374,000	410,900	
104	299,100	375,000	411,100	
105	299,300	375,800	411,300	
106	299,700	376,700	411,600	
107	300,000	377,600	411,900	
108	300,200	378,600	412,100	
109	300,400	379,400	412,300	
110	300,600	380,400	412,600	
111	300,900	381,400	412,900	
112	301,200	382,400	413,100	
113	301,400	383,000	413,300	

114	301,600	383,900	413,600		
115	301,800	384,800	413,900		
116	302,100	385,700	414,100		
117	302,400	386,500	414,300		
118	302,700	387,200			
119	303,000	388,000			
120	303,300	388,800			
121	303,400	389,400			
122	303,600	390,200			
123	303,900	390,900			
124	304,200	391,600			
125	304,400	392,200			
126		392,900			
127		393,400			
128		394,000			
129		394,700			
130		395,300			
131		395,800			
132		396,300			
133		396,600			
134		396,900			
135		397,200			
136		397,500			
137		397,800			
138		398,100			
139		398,400			
140		398,700			
141		399,000			
142		399,300			
143		399,600			
144		399,900			
145		400,100			
146		400,400			
147		400,700			
148		400,900			
149		401,100			
150		401,400			
151		401,700			
152		401,900			
153		402,100			
154		402,400			
155		402,700			
156		402,900			
157		403,100			
再任用職員	222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第二条から第四

条まで及び附則第七条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の市町給与条例」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第二条 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第三条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。
- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 前三項の規定による給料を支給する期間は、平成二十八年三月三十一日までとする。
- 5 平成二十八年四月一日以降における第一項から第三項までの規定による給料を支給する期間については、この条例の施行後に人事委員会が行う勧告等を勘案しつつ検討を加え、必要な措置を講じるものとする。

第四条 前条第一項から第三項までの規定による給料を支給される職員に関する市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第七条第二項及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第 号）附則第三条第一項から第三項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（給与の内払）

第五条 改正後の市町給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第七条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「給料月額が同日」を「給料月額（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例第 号）附則第三条第一項から第三項までの規定による給料を支給される職員にあつては平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額）が切替日の前日」に改める。

(提案理由)

人事委員会の平成二十六年十月十日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するなどのため、この条例案を提出する。

(県第 号議案)

市町立学校職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例

(教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の平成二十六年十月十日付けの給与勧告などを考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するなどのため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 給料表の改定

(一) 平成二十六年年度の改定

市町立学校職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

(二) 平成二十七年以降の改定

市町立学校職員の給料表を、人事委員会の給与勧告のとおり改定する。

2 この条例の施行に関し必要な経過措置等を定める。

三 施行期日等

公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、二(一)については、平成二十七年四月一日から施行する。

四 根拠法令

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第四十二条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

2 地方公務員法

第二十四条

③ 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

⑥ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号） 新旧対照表

○平成二十六年十二月〇日施行・平成二十六年四月一日適用分

改正案 現行

別表（第3条関係）

教育職給料表（イ）

職員の区分	職員の号数	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
1	1	150,900	166,700	256,100	367,200
2	2	153,400	169,800	258,500	370,500
3	3	155,900	172,900	261,000	373,800
4	4	158,400	176,000	263,500	377,100
5	5	160,900	179,100	266,000	380,400
6	6	163,400	182,200	268,500	383,700
7	7	165,900	185,300	271,000	387,000
8	8	168,400	188,400	273,500	390,300
9	9	170,900	191,500	276,000	393,600
10	10	173,400	194,600	278,500	396,900
11	11	175,900	197,700	281,000	400,200
12	12	178,400	200,800	283,500	403,500
13	13	180,900	203,900	286,000	406,800
14	14	183,400	207,000	288,500	410,100
15	15	185,900	210,100	291,000	413,400
16	16	188,400	213,200	293,500	416,700
17	17	190,900	216,300	296,000	420,000
18	18	193,400	219,400	298,500	423,300
19	19	195,900	222,500	301,000	426,600
20	20	198,400	225,600	303,500	430,000
21	21	200,900	228,700	306,000	433,300
22	22	203,400	231,800	308,500	436,600
23	23	205,900	234,900	311,000	440,000
24	24	208,400	238,000	313,500	443,300
25	25	210,900	241,100	316,000	446,600
26	26	213,400	244,200	318,500	450,000
27	27	215,900	247,300	321,000	453,300
28	28	218,400	250,400	323,500	456,600
29	29	220,900	253,500	326,000	460,000
30	30	223,400	256,600	328,500	463,300
31	31	225,900	259,700	331,000	466,600
32	32	228,400	262,800	333,500	470,000
33	33	230,900	265,900	336,000	473,300
34	34	233,400	269,000	338,500	476,600
35	35	235,900	272,100	341,000	480,000
36	36	238,400	275,200	343,500	483,300

別表（第3条関係）

教育職給料表（イ）

職員の区分	職員の号数	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
1	1	148,800	164,100	251,100	362,000
2	2	151,300	167,200	253,600	365,300
3	3	153,800	170,300	256,100	368,600
4	4	156,300	173,400	258,600	372,000
5	5	158,800	176,500	261,100	375,300
6	6	161,300	179,600	263,600	378,600
7	7	163,800	182,700	266,100	382,000
8	8	166,300	185,800	268,600	385,300
9	9	168,800	188,900	271,100	388,600
10	10	171,300	192,000	273,600	392,000
11	11	173,800	195,100	276,100	395,300
12	12	176,300	198,200	278,600	398,600
13	13	178,800	201,300	281,100	402,000
14	14	181,300	204,400	283,600	405,300
15	15	183,800	207,500	286,100	408,600
16	16	186,300	210,600	288,600	412,000
17	17	188,800	213,700	291,100	415,300
18	18	191,300	216,800	293,600	418,600
19	19	193,800	219,900	296,100	422,000
20	20	196,300	223,000	298,600	425,300
21	21	198,800	226,100	301,100	428,600
22	22	201,300	229,200	303,600	432,000
23	23	203,800	232,300	306,100	435,300
24	24	206,300	235,400	308,600	438,600
25	25	208,800	238,500	311,100	442,000
26	26	211,300	241,600	313,600	445,300
27	27	213,800	244,700	316,100	448,600
28	28	216,300	247,800	318,600	452,000
29	29	218,800	250,900	321,100	455,300
30	30	221,300	254,000	323,600	458,600
31	31	223,800	257,100	326,100	462,000
32	32	226,300	260,200	328,600	465,300
33	33	228,800	263,300	331,100	468,600
34	34	231,300	266,400	333,600	472,000
35	35	233,800	269,500	336,100	475,300
36	36	236,300	272,600	338,600	478,600

改 正 案

37	211,700	248,200	331,100	572,700	458,300
38	219,400	249,000	339,100	614,300	
39	221,100	251,800	331,100	615,100	
40	222,800	253,600	333,100	617,300	
41	224,600	257,400	335,000	618,800	
42	226,400	259,000	336,900	620,300	
43	228,200	262,800	338,800	621,800	
44	229,900	265,200	340,300	623,300	
45	231,800	267,600	342,200	624,800	
46	233,600	270,200	344,100	626,300	
47	235,200	272,700	346,000	627,800	
48	236,900	275,200	347,900	629,300	
49	238,600	277,700	349,800	630,800	
50	240,300	280,200	351,700	632,300	
51	242,000	282,700	353,600	633,800	
52	243,600	285,100	355,500	635,300	
53	244,900	287,300	357,300	636,800	
54	246,600	290,200	359,100	638,300	
55	248,200	292,900	360,900	639,800	
56	249,900	295,500	362,700	641,300	
57	251,300	297,800	364,500	642,800	
58	252,800	300,400	366,300	644,300	
59	254,300	302,900	368,100	645,800	
60	255,800	305,700	369,900	647,300	
61	257,300	308,200	371,700	648,800	
62	258,800	310,700	373,500	650,300	
63	260,300	313,200	375,300	651,800	
64	261,700	315,700	377,100	653,300	
65	263,000	318,100	378,900	654,800	
66	264,600	320,500	380,700	656,300	
67	266,200	322,900	382,500	657,800	
68	267,700	324,700	384,300	659,300	
69	269,300	327,000	386,100	660,800	
70	270,900	329,200	387,900	662,300	
71	272,400	331,400	389,700	663,800	
72	273,900	333,500	391,500	665,300	
73	275,100	335,700	393,300	666,800	
74	276,400	337,900	395,100	668,300	
75	277,700	340,100	396,900	669,800	
76	279,000	342,300	398,700	671,300	
77	280,400	344,500	400,500	672,800	
78	281,600	346,700	402,300	674,300	
79	282,800	348,900	404,100	675,800	
80	284,000	351,100	405,900	677,300	
81	285,300	353,300	407,700	678,800	
82	286,600	355,500	409,500	680,300	
83	287,800	357,700	411,300	681,800	
84	288,900	359,900	413,100	683,300	
85	289,800	362,100	414,900	684,800	
86	290,800	364,300	416,700	686,300	
87	291,800	366,500	418,500	687,800	
88	292,800	368,700	420,300	689,300	

現 行

37	213,700	244,800	335,500	617,300	458,300
38	217,400	247,100	347,500	617,800	
39	219,500	249,900	349,500	618,300	
40	220,800	252,700	351,500	618,800	
41	222,000	255,500	353,500	619,300	
42	223,400	258,100	355,500	619,800	
43	224,700	260,700	357,500	620,300	
44	226,000	263,300	359,500	620,800	
45	227,300	265,900	361,500	621,300	
46	228,600	268,500	363,500	621,800	
47	229,900	271,100	365,500	622,300	
48	231,200	273,700	367,500	622,800	
49	232,500	276,300	369,500	623,300	
50	233,800	278,900	371,500	623,800	
51	235,100	281,500	373,500	624,300	
52	236,400	284,100	375,500	624,800	
53	237,700	286,700	377,500	625,300	
54	239,000	289,300	379,500	625,800	
55	240,300	291,900	381,500	626,300	
56	241,600	294,500	383,500	626,800	
57	242,900	297,100	385,500	627,300	
58	244,200	299,700	387,500	627,800	
59	245,500	302,300	389,500	628,300	
60	246,800	304,900	391,500	628,800	
61	248,100	307,500	393,500	629,300	
62	249,400	310,100	395,500	629,800	
63	250,700	312,700	397,500	630,300	
64	252,000	315,300	399,500	630,800	
65	253,300	317,900	401,500	631,300	
66	254,600	320,500	403,500	631,800	
67	255,900	323,100	405,500	632,300	
68	257,200	325,700	407,500	632,800	
69	258,500	328,300	409,500	633,300	
70	259,800	330,900	411,500	633,800	
71	261,100	333,500	413,500	634,300	
72	262,400	336,100	415,500	634,800	
73	263,700	338,700	417,500	635,300	
74	265,000	341,300	419,500	635,800	
75	266,300	343,900	421,500	636,300	
76	267,600	346,500	423,500	636,800	
77	268,900	349,100	425,500	637,300	
78	270,200	351,700	427,500	637,800	
79	271,500	354,300	429,500	638,300	
80	272,800	356,900	431,500	638,800	
81	274,100	359,500	433,500	639,300	
82	275,400	362,100	435,500	639,800	
83	276,700	364,700	437,500	640,300	
84	278,000	367,300	439,500	640,800	
85	279,300	369,900	441,500	641,300	
86	280,600	372,500	443,500	641,800	
87	281,900	375,100	445,500	642,300	
88	283,200	377,700	447,500	642,800	

改 正 案 現 行

89	293,900	355,000	413,900	431,900	239,600	333,600	413,200	431,600
90	291,800	356,300	411,600	432,500	239,300	333,100	413,900	432,300
91	295,700	367,100	413,100	433,200	243,600	336,500	413,600	433,000
92	290,000	369,100	415,800	433,700	253,300	347,900	415,300	433,700
93	297,100	370,600	416,200	434,500	253,800	348,400	415,800	434,500
94	297,900	371,900	416,500		256,600	349,700	416,500	
95	295,700	373,300	417,500		257,400	351,100	417,500	
96	292,500	374,500	418,300		258,200	352,300	418,300	
97	290,300	375,500	418,300		259,100	353,300	418,300	
98	291,100	376,500	419,300		299,900	375,900	419,300	
99	301,900	377,500	419,500		300,700	376,900	419,500	
100	302,700	378,500	420,100		301,500	377,900	420,100	
101	303,600	379,600	420,600		302,400	378,800	420,600	
102	304,100	380,600	421,300		302,900	379,400	421,300	
103	304,600	381,600	421,800		303,400	380,400	421,800	
104	305,100	382,600	422,300		303,900	381,400	422,300	
105	305,300	383,400	422,700		304,100	382,200	422,700	
106	305,700	384,300	423,300		304,500	383,200	423,300	
107	305,000	385,200	423,900		304,800	384,100	423,900	
108	306,300	386,200	424,400		305,100	385,100	424,400	
109	306,500	387,100	424,900		305,300	386,000	424,900	
110	306,700	388,100	425,000		305,600	387,000	425,000	
111	307,000	389,100	425,100		305,900	388,000	425,100	
112	307,300	390,100	425,200		306,200	389,000	425,200	
113	307,500	391,100	425,300		306,400	389,800	425,300	
114	307,700	391,600	425,400		306,600	390,500	425,400	
115	307,900	392,100	425,500		306,800	391,300	425,500	
116	308,200	392,600	425,600		307,100	392,300	425,600	
117	308,300	392,700	425,700		307,400	393,200	425,700	
118	308,500	392,800	425,800		307,700	394,100	425,800	
119	308,700	392,900	425,900		308,000	395,000	425,900	
120	309,100	393,000	426,000		308,300	395,900	426,000	
121	309,500	393,100	426,100		308,600	396,800	426,100	
122	309,700	393,200	426,200		308,900	397,700	426,200	
123	310,000	393,300	426,300		309,000	397,900	426,300	
124	310,300	393,400	426,400		309,300	398,700	426,400	
125	310,500	393,500	426,500		309,600	399,600	426,500	
126	310,800	393,600	426,600		309,900	400,500	426,600	
127	311,100	393,700	426,700		310,200	401,400	426,700	
128	311,300	393,800	426,800		310,500	402,300	426,800	
129	311,600	393,900	426,900		310,800	403,200	426,900	
130	311,900	394,000	427,000		311,100	404,100	427,000	
131	312,100	394,100	427,100		311,400	405,000	427,100	
132	312,300	394,200	427,200		311,700	405,900	427,200	
133	312,500	394,300	427,300		312,000	406,800	427,300	
134	312,700	394,400	427,400		312,300	407,700	427,400	
135	312,900	394,500	427,500		312,600	408,600	427,500	
136	313,100	394,600	427,600		312,900	409,500	427,600	
137	313,300	394,700	427,700		313,200	410,400	427,700	
138	313,500	394,800	427,800		313,500	411,300	427,800	
139	313,700	394,900	427,900		313,800	412,200	427,900	
140	314,000	395,000	428,000		314,100	413,100	428,000	

改 正 案

141		409,000			
142		409,600			
143		410,200			
144		410,800			
145		411,200			
146		411,800			
147		412,400			
148		413,000			
149		413,400			
現在 用職 員	225,200	374,200	301,800	328,600	411,000

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

現 行

141		409,000			
142		409,600			
143		410,200			
144		410,800			
145		411,200			
146		411,800			
147		412,400			
148		413,000			
149		413,400			
現在 用職 員	225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に100分の99.11を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

平成二十六年十二月一部改正規定施行後

別表 (第3条関係)

教育職給料表 (イ)

職員の 区分	職 階 の 級	給付月額			
		1 級	2 級	特2級	3 級
1	1	150,900	163,700	235,300	284,800
2	2	152,400	168,800	241,800	287,500
3	3	153,900	170,900	240,300	290,400
4	4	155,400	174,100	242,700	293,100
5	5	157,100	175,100	245,300	295,700
6	6	159,000	177,300	247,700	298,100
7	7	160,800	179,500	250,000	300,600
8	8	162,600	181,700	252,300	303,200
9	9	164,400	184,000	254,800	305,700
10	10	166,500	186,500	257,300	308,500
11	11	168,500	189,500	259,800	311,300
12	12	170,500	192,500	262,000	314,300
13	13	172,500	195,100	264,500	316,800
14	14	174,700	196,800	266,800	319,000
15	15	176,900	198,400	268,100	321,300
16	16	179,100	200,100	270,500	323,500
17	17	181,400	201,500	273,100	325,800
18	18	184,000	204,600	275,800	328,300
19	19	186,500	206,500	278,400	330,800
20	20	189,000	209,100	281,100	333,500
21	21	191,500	209,700	283,600	337,000
22	22	193,500	210,500	285,600	337,000
23	23	194,900	212,500	288,800	340,500
24	24	196,600	214,400	291,100	341,600
25	25	198,100	216,100	294,300	343,700
26	26	199,700	216,700	296,500	345,500
27	27	201,300	220,100	298,700	347,400
28	28	202,800	221,900	299,200	349,300
29	29	204,500	224,000	303,500	351,200
30	30	206,200	226,700	305,500	353,100
31	31	207,900	229,400	307,700	354,900
32	32	209,600	232,100	309,900	356,800
33	33	211,100	234,700	312,000	358,800
34	34	212,800	237,500	314,100	360,800
35	35	214,500	240,100	316,200	362,800
36	36	216,200	242,800	318,200	364,800
37	37	217,700	245,400	320,300	366,800
38	38	219,400	247,900	322,400	368,800
39	39	221,100	250,400	324,500	370,800
40	40	222,800	252,900	326,500	372,800

別表 (第3条関係)

教育職給料表 (イ)

職員の 区分	職 階 の 級	給付月額			
		1 級	2 級	特2級	3 級
1	1	150,900	166,700	235,100	284,700
2	2	152,400	168,800	238,500	287,500
3	3	153,900	170,900	241,700	291,700
4	4	155,400	173,100	244,500	294,500
5	5	157,100	175,100	247,100	298,700
6	6	159,000	177,300	249,800	301,600
7	7	160,800	179,500	252,400	304,700
8	8	162,600	181,700	254,900	307,800
9	9	164,400	184,000	257,600	311,800
10	10	166,500	186,500	260,300	314,700
11	11	168,500	189,500	263,000	317,600
12	12	170,500	192,500	265,700	320,500
13	13	172,500	195,100	268,300	323,200
14	14	174,700	196,800	270,900	325,800
15	15	176,900	198,400	273,600	328,300
16	16	179,100	200,100	276,300	330,800
17	17	181,400	201,500	279,000	333,300
18	18	184,000	204,600	281,700	335,800
19	19	186,500	206,500	284,400	338,300
20	20	189,000	209,900	287,100	340,800
21	21	191,500	209,700	289,800	343,300
22	22	193,500	210,500	292,500	345,800
23	23	194,900	212,500	295,200	348,300
24	24	196,600	214,400	297,900	350,800
25	25	198,100	216,100	300,600	353,300
26	26	199,700	218,700	303,300	355,800
27	27	201,300	220,100	306,000	358,300
28	28	202,800	221,900	308,700	360,800
29	29	204,500	224,000	311,400	363,300
30	30	206,200	226,700	314,100	365,800
31	31	207,900	229,400	316,800	368,300
32	32	209,600	232,100	319,500	370,800
33	33	211,100	234,700	322,200	373,300
34	34	212,800	237,500	324,900	375,800
35	35	214,500	240,100	327,600	378,300
36	36	216,200	242,800	330,300	380,800
37	37	217,700	245,400	333,000	383,300
38	38	219,400	247,900	335,700	385,800
39	39	221,100	250,400	338,400	388,300
40	40	222,800	252,900	341,100	390,800

改 正 案

平成二十六年十二月一部改正規定施行後

41	224,400	255,600	348,000	371,400	224,400	257,400	355,600	378,000
42	226,000	258,800	349,800	372,800	226,000	260,000	358,800	380,400
43	227,700	260,300	351,600	374,300	227,700	262,600	361,600	382,800
44	229,500	262,600	353,300	375,800	229,500	265,200	365,000	385,200
45	231,000	264,900	355,100	377,300	231,000	267,800	368,400	387,600
46	232,500	267,200	356,800	378,800	232,500	270,200	371,800	390,000
47	234,000	269,400	358,500	380,300	234,000	272,700	375,200	392,400
48	235,400	271,600	360,200	381,800	235,400	275,200	378,600	394,800
49	237,000	273,900	361,900	383,300	237,000	277,700	382,000	397,200
50	238,500	276,000	363,600	384,800	238,500	280,200	385,400	399,600
51	240,000	278,100	365,300	386,300	240,000	282,700	388,800	402,000
52	241,500	280,200	367,000	387,800	241,500	285,200	392,200	404,400
53	242,500	282,300	368,700	389,300	242,500	287,700	395,600	406,800
54	244,000	284,400	370,400	390,800	244,000	290,200	399,000	409,200
55	245,500	286,500	372,500	392,300	245,500	292,700	402,400	411,600
56	246,500	288,700	374,600	393,800	246,500	295,200	405,800	414,000
57	248,000	291,000	376,700	395,300	248,000	297,700	409,200	416,400
58	249,200	293,200	378,800	396,800	249,200	300,200	412,600	418,800
59	250,400	295,400	380,900	398,300	250,400	302,700	416,000	421,200
60	251,700	297,700	383,000	399,800	251,700	305,200	419,400	423,600
61	253,100	299,900	385,100	401,300	253,100	307,700	422,800	426,000
62	254,500	302,000	387,200	402,800	254,500	310,200	426,200	428,400
63	255,800	304,200	389,300	404,300	255,800	312,700	429,600	430,800
64	256,800	306,400	391,400	405,800	256,800	315,200	433,000	433,200
65	257,800	308,600	393,500	407,300	257,800	317,700	436,400	435,600
66	259,200	310,800	395,600	408,800	259,200	320,200	439,800	438,000
67	260,900	313,000	397,700	410,300	260,900	322,700	443,200	440,400
68	262,400	315,200	399,800	411,800	262,400	325,200	446,600	442,800
69	264,000	317,400	401,900	413,300	264,000	327,700	450,000	445,200
70	265,500	319,600	404,000	414,800	265,500	330,200	453,400	447,600
71	267,200	321,800	406,100	416,300	267,200	332,700	456,800	450,000
72	268,500	324,000	408,200	417,800	268,500	335,200	460,200	452,400
73	269,700	326,200	410,300	419,300	269,700	337,700	463,600	454,800
74	270,900	328,400	412,400	420,800	270,900	340,200	467,000	457,200
75	272,200	330,600	414,500	422,300	272,200	342,700	470,400	459,600
76	273,500	332,800	416,600	423,800	273,500	345,200	473,800	462,000
77	274,900	335,000	418,700	425,300	274,900	347,700	477,200	464,400
78	276,000	337,200	420,800	426,800	276,000	350,200	480,600	466,800
79	277,200	339,400	422,900	428,300	277,200	352,700	484,000	469,200
80	278,400	341,600	425,000	429,800	278,400	355,200	487,400	471,600
81	279,700	343,800	427,100	431,300	279,700	357,700	490,800	474,000
82	280,700	346,000	429,200	432,800	280,700	360,200	494,200	476,400
83	281,900	348,200	431,300	434,300	281,900	362,700	497,600	478,800
84	283,100	350,400	433,400	435,800	283,100	365,200	501,000	481,200
85	284,100	352,600	435,500	437,300	284,100	367,700	504,400	483,600
86	285,000	354,800	437,600	438,800	285,000	370,200	507,800	486,000
87	286,000	357,000	439,700	440,300	286,000	372,700	511,200	488,400
88	287,000	359,200	441,800	441,800	287,000	375,200	514,600	490,800
89	288,100	361,400	443,900	443,300	288,100	377,700	518,000	493,200
90	289,000	363,600	446,000	444,800	289,000	380,200	521,400	495,600
91	289,900	365,800	448,100	446,300	289,900	382,700	524,800	498,000
92	290,500	368,000	450,200	447,800	290,500	385,200	528,200	500,400
93		370,200	458,400	456,000	295,600	389,000	536,400	508,800

改正案

平成二十六年十二月一部改正規定施行後

93	291,300	363,300	508,000	420,000	297,100	310,000	418,000	481,200
94	292,000	364,000	408,400		297,900	321,900	416,800	
95	292,800	365,000	408,700		298,700	322,700	417,500	
96	293,600	367,100	409,000		299,500	324,500	418,200	
97	294,400	368,100	409,300		300,300	325,300	418,900	
98	295,200	369,100	409,600		301,100	326,100	419,600	
99	296,000	370,100	409,900		301,900	326,900	420,300	
100	296,700	371,100	410,100		302,700	327,700	421,000	
101	297,600	372,000	410,300		303,600	328,600	421,700	
102	298,400	373,000	410,600		304,400	329,400	422,400	
103	299,200	374,000	410,900		305,200	330,200	423,100	
104	299,900	375,000	411,100		306,000	331,000	423,800	
105	299,300	376,500	411,300		306,300	331,300	424,100	
106	299,700	377,000	411,600		306,700	331,700	424,400	
107	300,000	377,500	411,900		307,000	332,000	424,700	
108	300,300	378,000	412,100		307,300	332,300	425,000	
109	300,600	379,000	412,300		307,600	332,600	425,300	
110	300,900	380,000	412,600		307,900	332,900	425,600	
111	301,200	381,000	412,900		308,200	333,200	425,900	
112	301,500	381,500	413,100		308,500	333,500	426,200	
113	301,800	382,000	413,300		308,800	333,800	426,500	
114	302,100	382,500	413,600		309,100	334,100	426,800	
115	302,400	383,000	413,900		309,400	334,400	427,100	
116	302,700	383,500	414,100		309,700	334,700	427,400	
117	303,000	384,000	414,300		310,000	335,000	427,700	
118	303,300	384,500	414,600		310,300	335,300	428,000	
119	303,600	385,000	414,900		310,600	335,600	428,300	
120	303,900	385,500	415,100		310,900	335,900	428,600	
121	304,200	386,000	415,300		311,200	336,200	428,900	
122	304,500	386,500	415,600		311,500	336,500	429,200	
123	304,800	387,000	415,900		311,800	336,800	429,500	
124	305,100	387,500	416,100		312,100	337,100	429,800	
125	305,400	388,000	416,300		312,400	337,400	430,100	
126	305,700	388,500	416,600		312,700	337,700	430,400	
127	306,000	389,000	416,900		313,000	338,000	430,700	
128	306,300	389,500	417,100		313,300	338,300	431,000	
129	306,600	390,000	417,300		313,600	338,600	431,300	
130	306,900	390,500	417,600		313,900	338,900	431,600	
131	307,200	391,000	417,900		314,200	339,200	431,900	
132	307,500	391,500	418,100		314,500	339,500	432,200	
133	307,800	392,000	418,300		314,800	339,800	432,500	
134	308,100	392,500	418,600		315,100	340,100	432,800	
135	308,400	393,000	418,900		315,400	340,400	433,100	
136	308,700	393,500	419,100		315,700	340,700	433,400	
137	309,000	394,000	419,300		316,000	341,000	433,700	
138	309,300	394,500	419,600		316,300	341,300	434,000	
139	309,600	395,000	419,900		316,600	341,600	434,300	
140	309,900	395,500	420,100		316,900	341,900	434,600	
141	310,200	396,000	420,300		317,200	342,200	434,900	
142	310,500	396,500	420,600		317,500	342,500	435,200	
143	310,800	397,000	420,900		317,800	342,800	435,500	
144	311,100	397,500	421,100		318,100	343,100	435,800	

改 正 案

平成二十六年十二月一部改正規定施行後

階級 階級 階級	222,900	268,500	295,500	322,000	362,900
145		400,000			
146		400,200			
147		400,200			
148		400,500			
149		401,000			
150		401,300			
151		401,700			
152		401,900			
153		402,100			
154		402,500			
155		402,700			
156		402,900			
157		403,100			
152					

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

階級 階級 階級	235,900	271,900	301,500	328,600	311,000
145					411,500
146					411,800
147					412,000
148					413,000
149					413,400

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額（その職務の級が3級である職員の給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に100分の99.21を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料月額とする。

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（給料の切替えに伴う経過措置）

第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員

で、その者の受ける給料月額（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年広島県条例

第 号）附則第三条第一項から第三項までの規定による給料を支給される

職員にあつては平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額）

が切替日の前日において受けていた給料月額（市町立学校職員の給与、

勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成

二十一年広島県条例第五十四号）の施行の日において市町立学校職員

給与等条例第三条第一項各号に規定する給料表の適用を受ける職員で

あつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の

表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の

職員（以下「平成二十一年度減額改定対象職員」という。）にあつて

は当該給料月額に百分の九十七・七六を乗じて得た額、平成二十一年

度減額改定対象職員以外の職員にあつては当該給料月額に百分の九十

七・九三を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたとき

は、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（人事

委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額

に相当する額から、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一

日までの間においては当該差額に相当する額に四分の一を乗じて得た額

（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）を減じた額（その額

に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一

日から平成二十七年三月三十一日までの間においては当該差額に相当す

る額に百分の九十七・七六を乗じて得た額、平成二十一年

度減額改定対象職員以外の職員にあつては当該給料月額に百分の九十

七・九三を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたとき

は、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（人事

委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額

に相当する額から、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一

（給料の切替えに伴う経過措置）

第七条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員

で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（市

町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部

を改正する条例（平成二十一年広島県条例第五十四号）の施行の日

において市町立学校職員給与等条例第三条第一項各号に規定する給料表

の適用を受ける職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及

び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げる

ものであるもの以外の職員（以下「平成二十一年度減額改定対象職員」

という。）にあつては当該給料月額に百分の九十七・七六を乗じて得

た額、平成二十一年度減額改定対象職員以外の職員にあつては当該給

料月額に百分の九十七・九三を乗じて得た額とし、その額に一円未満

の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこ

ととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月

額のほか、その差額に相当する額から、平成二十五年四月一日から平成

二十六年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分

の一を乗じて得た額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）

を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた

額）を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては

当該差額に相当する額に四分の二を乗じて得た額（その額が一万円を超え

る場合にあつては、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じ

たときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十八年三月

三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の三を乗じて

得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て

た額とする。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める

職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額から、

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にお

いては当該差額に相当する額に百分の九十七・七六を乗じて得た額、

改 正 案

る額に四分の二を乗じて得た額（その額が一万円を超える場合にあつては、一万円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の三を乗じて得た額（その額が一万五千円を超える場合にあつては、一万五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給する。

2
3 (略)

現 行

得た額（その額が一万五千円を超える場合にあつては、一万五千円）を減じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を給料として支給する。

2
3 (略)

平成 26 年度 12 月定例会 一般会計補正予算の概要

《教育委員会関係抜粋》

1 歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
国庫支出金	40,257,047	419,548	40,676,595	義務教育費負担金
教育委員会計	61,599,883	419,548	62,019,431	

2 歳 出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
事務局費	2,621,038	27,585	2,648,623	給与改定に伴う補正 27,585
教職員費 (小学校費)	92,288,399	903,770	93,192,169	給与改定に伴う補正 903,770
教職員費 (中学校費)	50,735,983	491,827	51,227,810	給与改定に伴う補正 491,827
高等学校総務費	39,417,273	373,600	39,790,873	給与改定に伴う補正 373,600
特別支援学校費	18,331,426	148,363	18,479,789	給与改定に伴う補正 148,363
社会教育総務費	789,875	6,456	796,331	給与改定に伴う補正 6,456
保健体育総務費	416,636	824	417,460	給与改定に伴う補正 824
教育委員会計	219,496,307	1,952,425	221,448,732	

《補正予算の概要》

○ 給与改定に伴う補正

1,952,425 千円

平成 26 年 4 月の公民較差に基づく給与改定

平成 26 年 12 月 2 日

広島県教育委員会 様
(総 務 課)

広島県知事
(財 政 課)



議案に対する意見聴取について

平成 26 年 12 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成 26 年度教育委員会関係補正予算

平成 26 年 12 月 5 日

広島県知事様
(財政課)

広島県教育委員会
(総務課)



議案に対する意見聴取について (回答)

平成 26 年 12 月 2 日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

平成 26 年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)	(単位：千円)				
款	補正前の額	補正額	正	補正額	計
9 国庫支出金	40,257,047	419,548	419,548	419,548	40,676,595
歳入合計	61,599,883	419,548	419,548	419,548	62,019,431

(歳 出)		(単位：千円)					
		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特 定 財 源	一 般 財 源	
款				国支出金	県 債	そ の 他	
10 教育費	219,456,307	1,952,425	221,408,732	419,548	0	0	1,532,877
歳 出 合 計	219,496,307	1,952,425	221,448,732	419,548	0	0	1,532,877

2 歳 入

第 9 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節 分		説 明
				区	金 額	
5 教育費国庫負担金	37,829,036	419,548	38,248,584	義務教育費負担金	419,548	
計	37,849,036	419,548	38,268,584			

3 歳 出

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金額	
				国支出金	県 債	その他				
2 事務局費	2,621,038	27,585	2,648,623	0	0	0	27,585	2 給料	2,385	1. 給与改定に伴う補正 27,585
								3 職員手当等	24,147	
								4 共済費	1,053	
計	3,938,492	27,585	3,966,077	0	0	0	27,585			

第 2 項 小学校費

1 教職員費	92,288,399	903,770	93,192,169	256,847	0	0	646,923	2 給料	132,115	1. 給与改定に伴う補正 903,770
								3 職員手当等	638,428	
								4 共済費	133,227	
計	92,288,399	903,770	93,192,169	256,847	0	0	646,923			

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国 支 出 金	県 債					その他
1 教職員費	50,735,983	491,827	51,227,810	139,922	0	0	351,905	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	68,353 351,414 72,060	1. 給与改定に伴う補正 491,827
計	50,735,983	491,827	51,227,810	139,922	0	0	351,905			
第 4 項 高等学校費										
1 高等学校総務費	39,417,273	373,600	39,790,873	0	0	0	373,600	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	48,791 269,563 55,246	1. 給与改定に伴う補正 373,600
計	39,417,273	373,600	39,790,873	0	0	0	373,600			
第 5 項 特別支援学校費										
1 特別支援学校費	18,331,426	148,363	18,479,789	22,779	0	0	125,584	2 給料 3 職員手当等	23,064 104,193	1. 給与改定に伴う補正 148,363

									4 共済費	21,106	
計	18,331,426	148,363	18,479,789	0	0	0	0	0	125,584		

第 7 項 社会教育費

1 社会教育総務費	789,875	6,456	796,331	0	0	0	0	6,456	2 給料	899	1. 給与改定に伴う補正	6,456
									3 職員手当等	5,263		
									4 共済費	294		
計	1,190,520	6,456	1,196,976	0	0	0	0	6,456				

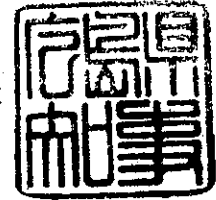
第 8 項 保健体育費

1 保健体育総務費	416,636	824	417,460	0	0	0	0	824	2 給料	122	1. 給与改定に伴う補正	824
									3 職員手当等	662		
									4 共済費	40		
計	1,005,054	824	1,005,878	0	0	0	0	824				

平成 26 年 11 月 10 日

広島県教育委員会 様

広島県知事



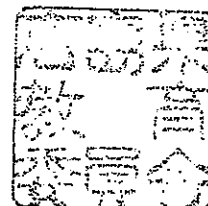
高等学校授業料並びに高等学校定時制課程及び通信制課程修学
奨励金貸付元金に係る権利を放棄することについて（照会）

別紙のとおり権利を放棄することについて，地方教育行政の組織及び運営に
関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により，貴委員会の意見
を求めます。

平成 26 年 12 月 5 日

広島県知事様

広島県教育委員会
(総務課)



高等学校授業料並びに高等学校定時制課程及び通信制課程修学
奨励金貸付元金に係る権利を放棄することについて (回答)

平成 26 年 11 月 10 日付けで意見を求められたこのことについては、同意しま
す。

県第 号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

平成二十六年十二月 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 放棄する権利

消滅時効の完成、債務者である法人の破産手続廃止の決定又は債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	平成二年度	三七、六〇〇円
	平成三年度	七五、二〇〇円
	平成四年度	一〇七、六〇〇円
	平成五年度	一四〇、〇〇〇円
	平成六年度	一九九、二〇〇円
	平成七年度	一六七、〇〇〇円
	平成八年度	九七、〇〇〇円
	平成九年度	九七、〇〇〇円
	平成一〇年度	九七、〇〇〇円
	平成一一年度	九七、〇〇〇円
	平成一二年度	一三八、四〇〇円
	平成一三年度	九七、〇〇〇円
	平成一四年度	四八、五〇〇円
	平成一三年度	二一、七六五円
	平成一四年度	八七、〇六〇円
平成一五年度	五〇、七八五円	
母子福祉資金貸付違約金	平成一一年度	五四、二〇〇円
寡婦福祉資金貸付元利金	昭和六〇年度	六二、二八〇円
	昭和六一年度	一三七、五二〇円

寡婦福祉資金貸付違約金	昭和六二年度	一三七、五二〇円	
	昭和六〇年度	一〇、一六四円	
	平成四年度	四九、八八三円	
介護職員処遇改善交付金返還金	平成二四年度	五七九、二六六円	
中小企業近代化資金貸付違約金	平成二二年度	四六八、四〇〇円	
広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金	平成三三年度	四五、三〇五、〇〇〇円	
公有水面使用料	平成三三年度	九一、四五〇円	
	平成二四年度	六六九、八七〇円	
	平成二五年度	六六九、八七〇円	
	平成二六年度	三三四、九三五円	
県営住宅使用料	昭和五八年度	一一六、五一〇円	
	昭和五九年度	三六一、二〇〇円	
	昭和六〇年度	四六九、八〇〇円	
	昭和六一年度	二九一、一〇〇円	
	昭和六二年度	一八三、六〇〇円	
	昭和六三年度	六一、二〇〇円	
	平成元年度	四九、八四〇円	
	平成二年度	一五七、六六〇円	
	平成三年度	五八、二〇〇円	
	平成四年度	一三三、八六〇円	
	平成五年度	六〇、四八〇円	
	平成六年度	四一九、〇〇〇円	
	平成七年度	三〇三、一〇〇円	
	平成二二年度	一四、九〇〇円	
	平成二四年度	一四四、四〇〇円	
	平成二五年度	二五二、六〇〇円	
	平成二六年度	七九、八〇〇円	
	県立病院使用料及び手数料	平成二二年度	二九、三三〇円
		平成二三年度	四、八八〇円
		平成二四年度	四四七、四四〇円

	平成一五年度	二七、八三〇円
	平成一六年度	一九三、二〇三円
	平成一七年度	七四、三四〇円
	平成一八年度	一二三、八四〇円
	平成一九年度	一六三、八一〇円
	平成二〇年度	一〇四、六七〇円
	平成二一年度	一八五、四五〇円
	平成二二年度	一七三、一九〇円
	平成二三年度	五七、七七〇円
高等学校授業料	平成一〇年度	四三、五〇〇円
高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付元金	平成一〇年度	一八四、〇〇〇円
	平成二一年度	五〇、〇〇〇円
	平成二三年度	三七五、〇〇〇円

(提案理由)

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者である法人の破産
手続廃止の決定又は債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権に関し、
権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

(県第 号議案)

権利の放棄について

こども家庭課
介護保険課
経営革新課
県内投資促進課
港湾振興課
住宅課
病院事業局
教育委員会

一 提案の要旨

税外債権の徴収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者である法人の破産手続廃止の決定又は債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権について、権利を放棄する。

二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	平成二年度	三七、六〇〇円
	平成三年度	七五、二〇〇円
	平成四年度	一〇七、六〇〇円
	平成五年度	一四〇、〇〇〇円
	平成六年度	一九九、二〇〇円
	平成七年度	一六七、〇〇〇円
	平成八年度	九七、〇〇〇円
	平成九年度	九七、〇〇〇円
	平成一〇年度	九七、〇〇〇円
	平成一一年度	九七、〇〇〇円
	平成一二年度	一三八、四〇〇円
	平成一三年度	九七、〇〇〇円
	平成一四年度	四八、五〇〇円
	平成三三年度	二、七六五円
	平成二四年度	八七、〇六〇円
平成二五年度	五〇、七八五円	
母子福祉資金貸付違約金	平成一一年度	五四、二〇〇円

寡婦福祉資金貸付元利金	昭和六〇年度	六二、二八〇円
	昭和六一年度	一三七、五二〇円
	昭和六二年度	一三七、五二〇円
寡婦福祉資金貸付違約金	昭和六〇年度	一〇、一六四円
	平成四年度	四九、八八三円
介護職員処遇改善交付金返還金	平成二四年度	五七九、二六六円
中小企業近代化資金貸付違約金	平成二二年度	四六八、四〇〇円
広島県工場及び試験研究施設等立地促進助成金返還金	平成三三年度	四五、三〇五、〇〇〇円
公有水面使用料	平成三三年度	九一、四五〇円
	平成三四年度	六六九、八七〇円
	平成三五年度	六六九、八七〇円
	平成三六年度	三三四、九三五円
県営住宅使用料	昭和五八年度	一一六、五一〇円
	昭和五九年度	三六一、二〇〇円
	昭和六〇年度	四六九、八〇〇円
	昭和六一年度	二九一、一〇〇円
	昭和六二年度	一八三、六〇〇円
	昭和六三年度	六一、二〇〇円
	平成元年度	四九、八四〇円
	平成二年度	一五七、六六〇円
	平成三年度	五八、二〇〇円
	平成四年度	一三三、八六〇円
	平成五年度	六〇、四八〇円
	平成六年度	四一九、〇〇〇円
	平成七年度	三〇三、一〇〇円
	平成二二年度	一四、九〇〇円
	平成二四年度	一四四、四〇〇円
	平成二五年度	二五二、六〇〇円
平成二六年度	七九、八〇〇円	
県立病院使用料及び手教科	平成二二年度	一九、三二〇円

	平成二三年度	四、八八〇円
	平成二四年度	四四七、四四〇円
	平成二五年度	二七、八三〇円
	平成二六年度	一九三、二〇三円
	平成二七年度	七四、三四〇円
	平成二八年度	一二三、八四〇円
	平成二九年度	一六三、八一〇円
	平成三〇年度	一〇四、六七〇円
	平成三一年度	一八五、四五〇円
	平成三二年度	一七三、一九〇円
	平成三三年度	五七、七七〇円
高等学校授業料	平成二〇年度	四三、五〇〇円
高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付元金	平成一〇年度	二八四、〇〇〇円
	平成一一年度	五〇、〇〇〇円
	平成一二年度	三七五、〇〇〇円

三 根拠法令

地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

広島県立福山誠之館高等学校校舎（2号棟）改築工事の概要について

平成 26 年 12 月 19 日
施 設 課

1 要 旨

昭和 44 年に建築された管理教室棟（2号棟）について耐震強度を確保するとともに、合理的な学校施設整備を充実させることを目的として建て替えを行う。

2 工事概要

工事名	工事内容
広島県立誠之館高等学校校舎（2号棟）改築工事	管理教室棟（2号棟）改築工事 鉄筋コンクリート造4階建 延床面積 4,524.97 m ²
	駐輪場新築工事
	誠之会館改修工事 鉄筋コンクリート造平屋建て 7.68 m ²
外構工事一式	
別途関連工事	上記に伴う電気設備工事・機械設備工事・昇降機設備工事・家具工事

3 工事費

813,348,000 円（12月議会提案分）

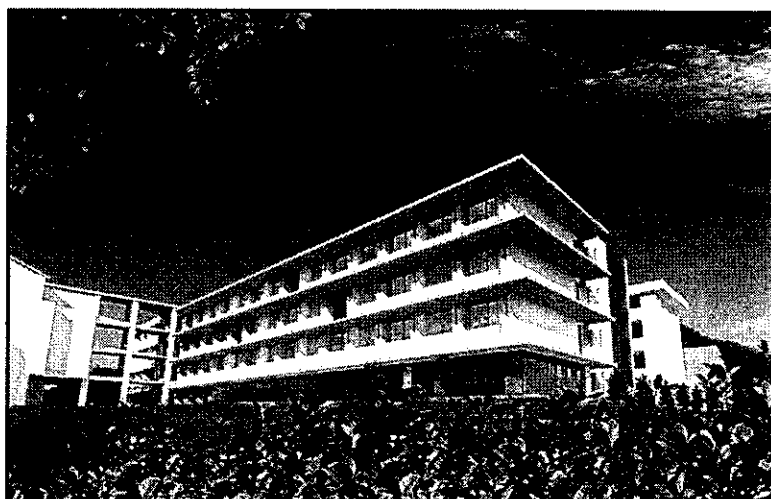
4 工 期

議決の日の翌日から平成 28 年 3 月 18 日まで（約 15 か月）

5 整備スケジュール

工事内容	平成 26 年度				平成 27 年度			
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
2号棟改築工事				←	→	→	→	→
駐輪場新築工事								→
誠之会館改修工事							→	
外構工事一式								→
別途関連工事				←	→	→	→	→

6 完成イメージ



平成26年11月10日

広島県教育委員会 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都市計画課



議案に対する意見について（照会）

広島県立福山誠之館高等学校校舎（2号棟）改築工事の請負契約締結について、別紙のとおり平成26年12月定例広島県議会に議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成 26 年 12 月 5 日

広島県知事様
(都市計画課)

広島県教育委員会
(総務課)



議案に対する意見聴取について (回答)

平成 26 年 11 月 10 日付けで意見を求められた広島県立福山誠之館高等学校校舎 (2 号棟) 改築工事の請負契約締結に係るこのことについては、同意します。

県第〇〇号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県立福山誠之館高等学校校舎（二号棟）改築工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

平成二十六年十二月〇〇日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島県立福山誠之館高等学校校舎（二号棟）改築工事
- 二 工事場所 福山市木之庄町六丁目
- 三 請負金額 八二三、三四八、〇〇〇円
- 四 請負者 福山市若松町八番四号
大和建设株式会社
福山市駅家町万能倉二二九五番一
三島産業株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
平成二十八年三月十八日まで

(提案理由)

広島県立福山誠之館高等学校校舎(二号棟)改築工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

(県第〇〇号議案)

工事請負契約の締結について

(都市計画課)

一 提案の要旨

福山市木之庄町六丁目で施工する広島県立福山誠之館高等学校校舎(二号棟)改築工事の請負契約を締結する。

二 請負契約の内容

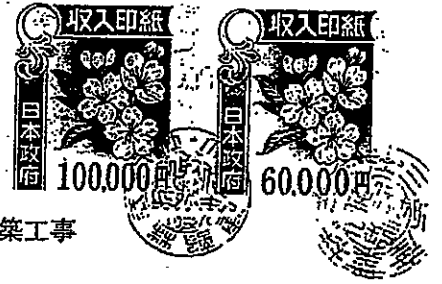
- 1 工事内容 校舎(二号棟)改築工事
鉄筋コンクリート造
四階建て
延べ面積 四、五二四・九七平方メートル
駐輪場新築、外構工事ほか 一式
- 2 請負金額 八二三、三四八、〇〇〇円
- 3 請負者 福山市若松町八番四号
大和建设株式会社
福山市駅家町万能倉二二九五番一
三島産業株式会社
- 4 工期 議決の日の翌日から
平成二十八年三月十八日まで

三 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格五億円以上の工事又は製造の請負とする。

建設工事請負仮契約書



1 工事名 広島県立福山誠之館高等学校校舎（2号棟）改築工事
 2 工事場所 福山市木之庄町六丁目11-1
 3 工期 着手 広島県議会の議決のあった日の翌日
 完成 平成 28 年 3 月 18 日

4 請負代金額 ¥813,348,000-
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 ¥60,248,000-)

5 契約保証金 _____

6 解体工事に要する費用等
 (1) 解体工事に要する費用 _____ 円
 (2) 再資源化等に要する費用 _____ 円
 (3) 分別解体等の方法 別紙のとおり
 (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地 _____

7 特約事項 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

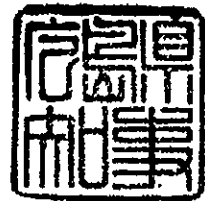
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、仮契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成 26 年 10 月 6 日

発注者 広島県
 代表者 広島県知事 湯崎英彦



受注者 大和・三島広島県立福山誠之館高等学校校舎（2号棟）改築工事共同企業体

代表者 住所 広島県福山市松尾町8番4号
 氏名 大和建設株式会社
 代表取締役 西谷謙道 昭



構成員 住所 広島県福山市木之庄町6丁目11番1号
 氏名 三島産業株式会社
 代表取締役 三島弘敬



特約事項(債務)

1 請負代金の支払限度額(年割額)

各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

平成 26 年度 ¥32,805,000-

平成 27 年度 ¥780,543,000-

2 出来高予定額

支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

平成 26 年度 ¥36,450,000-

平成 27 年度 ¥776,898,000-

3 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

4 その他、建設工事請負契約約款の定めるところによる。

広島県立吉田高等学校校舎（4号棟）改築工事の概要について

平成 26 年 12 月 19 日
施 設 課

1 要 旨

昭和 38 年から 48 年にかけて建築された普通・特別教室棟（4号棟）について耐震強度を確保するとともに、合理的な学校施設整備を充実させることを目的として建て替えを行う。
また、あわせて既存の特別教室棟（50号棟）の内部改修等を行う。

2 工事概要

工事名	工事内容
広島県立吉田高等学校校舎（4号棟）改築工事	普通・特別教室棟（4号棟）改築工事 鉄筋コンクリート造4階建 延床面積 4,082.73 m ²
	管理・特別教室棟（1号棟）内部改修工事 鉄筋コンクリート造4階建 改修面積 44.75 m ²
	プロパン庫新築工事 コンクリート造平屋建て 7.68 m ²
	杭解体工事
	外構工事一式
別途関連工事	上記に伴う電気設備工事・機械設備工事・昇降機設備工事・家具工事

3 工事費

634,716,000 円（12月議会提案分）

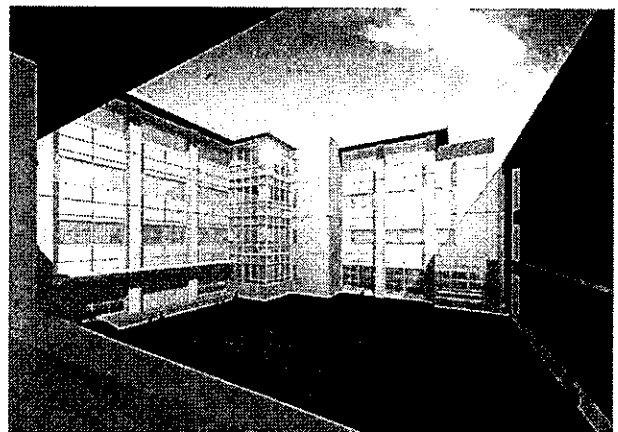
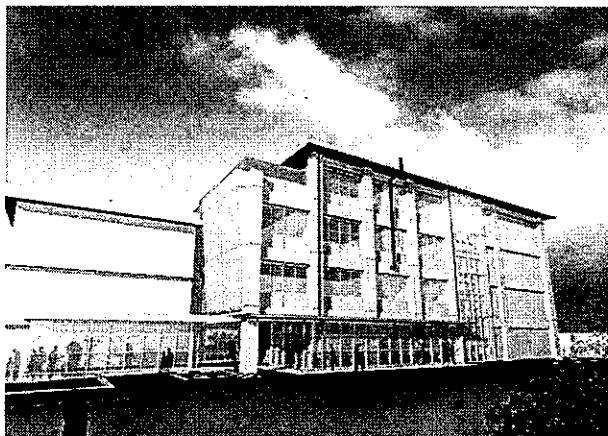
4 工 期

議決の日の翌日から平成 28 年 3 月 18 日まで（約 15 か月）

5 整備スケジュール

工事内容	平成 26 年度				平成 27 年度			
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
4号棟改築工事				←————→				←————→
1号棟内部改修工事							←————→	
プロパン庫新築工事								←————→
杭解体工事				←————→				
外構工事一式				←————→				←————→
別途関連工事				←————→				←————→

6 完成イメージ



平成26年11月10日

広島県教育委員会 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
都市計画課



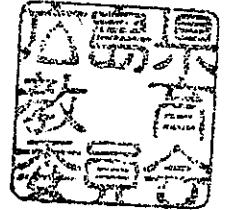
議案に対する意見について (照会)

広島県立吉田高等学校校舎（4号棟）改築工事の請負契約締結について、別紙のとおり平成26年12月定例広島県議会に議案を提出するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成 26 年 12 月 5 日

広島県知事様
(都市計画課)

広島県教育委員会
(総務課)



議案に対する意見聴取について (回答)

平成 26 年 11 月 10 日付けで意見を求められた広島県立吉田高等学校校舎 (4号棟) 改築工事の請負契約締結に係るこのことについては、同意します。

県第〇〇号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県立吉田高等学校校舎（四号棟）改築工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

平成二十六年十二月〇〇日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島県立吉田高等学校校舎（四号棟）改築工事
- 二 工事場所 安芸高田市吉田町吉田
- 三 請負金額 六三四、七一六、〇〇〇円
- 四 請負者 広島市中区平野町一番二六号
株式会社 砂原組
安芸高田市高宮町房後二三五番地の二〇
株式会社 和田組
- 五 工期 議決の日の翌日から
平成二十八年三月十八日まで

(提案理由)

広島県立吉田高等学校校舎(四号棟)改築工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

(原第〇〇号議案)

工事請負契約の締結について

(都市計画課)

一 提案の要旨

安芸高田市吉田町吉田で施工する広島県立吉田高等学校校舎(四号棟)改築工事の請負契約を締結する。

二 請負契約の内容

- 1 工事内容 校舎改築工事
普通・特別教室棟(四号棟)
鉄筋コンクリート造
四階建て
延べ面積 四、〇四八・七二平方メートル
外構工事ほか 一式
- 2 請負金額 六三四、七一六、〇〇〇円
- 3 請負者 広島市中区平野町一番二六号
株式会社 砂原組
安芸高田市高宮町房後二二五番地の二〇
株式会社 和田組
- 4 工期 議決の日の翌日から
平成二十八年三月十八日まで

三 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項第五号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格五億円以上の工事又は製造の請負とする。

建設工事請負仮契約書

- 1 工事名 広島県立吉田高等学校校舎（4号棟）改築工事
- 2 工事場所 安芸高田市吉田町吉田719-3
- 3 工期 着手 広島県議会の議決のあった日の翌日
完成 平成 28 年 3 月 18 日
- 4 請負代金額 ¥634,716,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 ¥47,016,000-)
- 5 契約保証金 _____
- 6 解体工事に要する費用等
 (1) 解体工事に要する費用 ¥ _____
 (2) 再資源化等に要する費用 ¥ _____
 (3) 分別解体等の方法 別紙のとおり
 (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地 _____

7 特約事項 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、仮契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

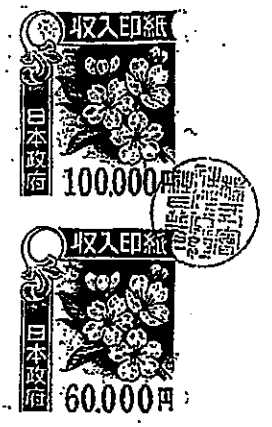
この仮契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成 26 年 10 月 6 日

発注者 広島県
代表者 広島県知事 湯崎英彦



受注者 砂原・和田工事共同企業体
 代表者 住所 広島市中区平野町1番16号
 株式会社 砂原組
 氏名 代表取締役 中川博司
 構成員 住所 広島県安芸高田市高宮町房後125番地の20
 株式会社 和田組
 氏名 代表取締役 和田賢



特約事項(債務)

1 請負代金の支払限度額(年割額)

各会計年度における支払限度額は、次のとおりとする。

平成 26 年度 ¥6,220,800-

平成 27 年度 ¥628,495,200-

2 出来高予定額

支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

平成 26 年度 ¥6,912,000-

平成 27 年度 ¥627,804,000-

3 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

4 その他、建設工事請負契約約款の定めるところによる。

広島県立福山商業高等学校校舎（1号棟）改築その他工事の概要について

平成 26 年 12 月 19 日
施 設 課

1 要 旨

昭和 40 年から 41 年にかけて建築された管理・特別教室棟（1号棟）について耐震強度を確保するとともに、合理的な学校施設整備を充実させることを目的として建て替えを行う。

2 工事概要

工事名	工事内容
広島県立福山商業高等学校校舎（1号棟）改築工事	管理・特別教室棟（1号棟）改築工事 鉄筋コンクリート造4階建 延床面積 5,002.22 m ²
	渡り廊下改築工事 鉄筋コンクリート造2階建 建築面積 71.6 m ²
	燃料庫・ごみ置場新築工事 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 22.4 m ²
	外構工事一式
別途関連工事	上記に伴う電気設備工事・機械設備工事・昇降機設備工事・家具工事

3 工事費

719,280,000 円（12月議会提案分）

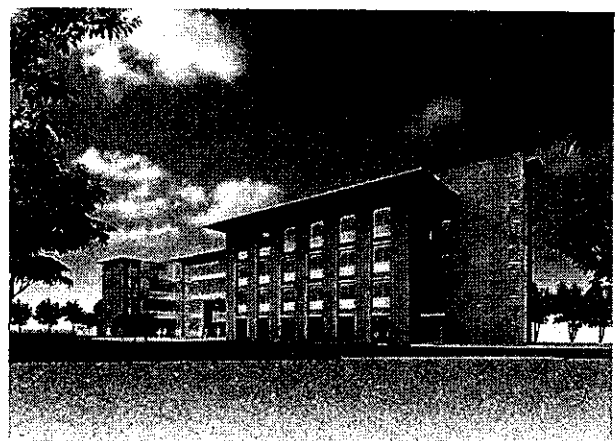
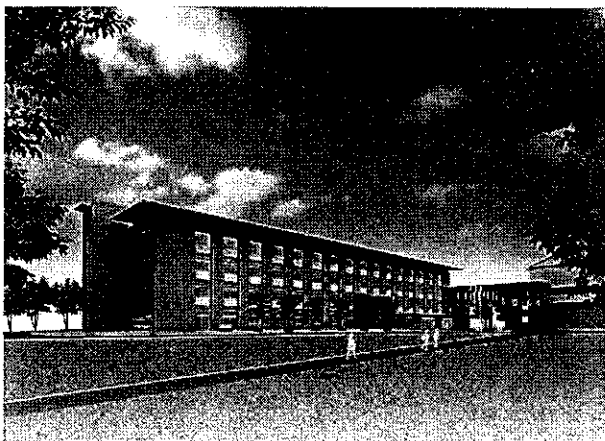
4 工 期

議決の日の翌日から平成 28 年 3 月 18 日まで（約 15 か月）

5 整備スケジュール

工事内容	平成 26 年度				平成 27 年度			
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3
1号棟改築工事、渡り廊下改築工事 燃料庫・ごみ置場新築工事				←	→			
外構工事一式								←
別途関連工事				←	→			

6 完成イメージ



平成26年11月10日

広島県教育委員会 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
都市計画課



議案に対する意見について（照会）

別紙のとおり広島県立福山商業高等学校校舎（1号棟）改築その他工事の請負契約を締結することについて県議会の議決を求めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

平成 26 年 12 月 5 日

広島県知事 様
(都市計画課)

広島県教育委員会
(総務課)



議案に対する意見聴取について (回答)

平成 26 年 11 月 10 日付けで意見を求められた広島県立福山商業高等学校校舎
(1号棟) 改築その他工事の請負契約締結に係るこのことについては、同意し
ます。

県第百十九号議案

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二十九号）第二条の規定により、次のとおり広島県立福山商業高等学校校舎（一号棟）改築その他工事の請負契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

平成二十六年十二月八日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 工事名 広島県立福山商業高等学校校舎（一号棟）改築その他工事
- 二 工事場所 福山市水呑町
- 三 請負金額 七一九、二八〇、〇〇〇円
- 四 請負者 福山市地吹町一八番一六号
占部建設工業株式会社
福山市霞町三丁目二番三号
山崎建設株式会社
- 五 工期 議決の日の翌日から
平成二十八年三月十八日まで

(提案理由)

広島県立福山商業高等学校校舎（一号棟）改築その他工事の請負契約は、予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

(県第百十九号議案)

工事請負契約の締結について

(都市計画課)

一 提案の要旨

福山市水呑町で施工する広島県立福山商業高等学校校舎(二号棟)改築その他工事の請負契約を締結する。

二 請負契約の内容

1 工事内容 改築工事

管理・特別教室棟(二号棟)

鉄筋コンクリート造

四階建て

延べ面積 五、〇〇二・二三平方メートル

渡り廊下

鉄筋コンクリート造

二階建て

延べ面積 七一・六〇平方メートル

新築工事

燃料庫及びごみ置場

鉄筋コンクリート造

平家建て

延べ面積 二三・四〇平方メートル

外構工事等 一式

2 請負金額 七一九、二八〇、〇〇〇円

3 請負者 福山市地吹町一八番一六号

占部建設工業株式会社

福山市霞町三丁目二番三三号

山崎建設株式会社

4 工期 議決の日の翌日から

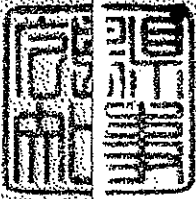
平成二十八年三月十八日まで

三 根拠法令

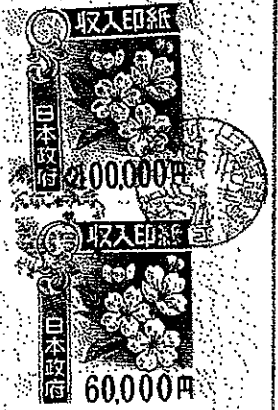
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号の規定に

より議会の議決に付さなければならない契約は、予定価額五億円以上の工事又は製造の請負とする。



建設工事請負仮契約書



- 1 工事名 広島県立福山商業高等学校校舎（1号棟）改築その他工事
- 2 工事場所 福山市水呑町3535
- 3 工期 着手 平成26年12月定例広島県議会の議決の日の翌日から
完成 平成28年3月18日
- 4 請負代金額 ¥719,280,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥53,280,000-)
- 5 契約保証金 _____
- 6 解体工事に要する費用等（「4 請負代金額」の内数、税抜）
 - (1)解体工事に要する費用 _____
 - (2)再資源化等に要する費用 _____
 - (3)分別解体等の方法 _____
 - (4)再資源化等をする施設の名称及び所在地 _____

7 特約事項 別紙「特約事項」のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙（「特約事項」及び「建設工事請負契約約款」）の条項によって請負の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

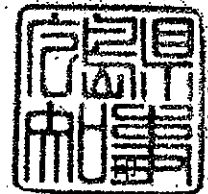
この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この仮契約の締結を証するため、仮契約書3通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年10月14日

発注者 住所 広島県広島市中区基町10番52号
広島県
氏名 代表者 広島県知事 湯崎英彦



受注者 占部・山崎広島県立福山商業高等学校校舎（1号棟）
改築その他工事特定建設工事共同企業体

代表者 住所 福山市地吹町18番16号
氏名 占部建設工業株式会社
代表取締役 占部 誠

構成員 住所 福山市水呑町3
氏名 山崎建設株式会社
代表取締役 山崎 安育

